

# 令和 6 年度 神戸市市民福祉調査委員会

日時：令和 6 年 12 月 24 日（火曜）

午後 3 時 00 分から 4 時 30 分

場所：オンライン・危機管理センター 1 階本部員会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和 5 年度年次報告について
- (2) 次期市民福祉総合計画の策定について

### 3. 報 告

- (1) 複合的な相談支援の取り組みについて
- (2) こども誰でも通園制度について
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について

### 4. 閉 会

## 資 料

---

- 資料 1 神戸市市民福祉調査委員会 委員名簿
- 資料 2 神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿
- 資料 3 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和 5 年度年次報告
- 資料 4 次期市民福祉総合計画の策定について
- 資料 5 神戸市における複合的な相談支援の取り組み
- 資料 6 こども誰でも通園制度について
- 資料 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について

参考資料 1 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和 5 年度年次報告書

## 神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

令和6年12月1日時点

## 〔学識経験者等〕

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 井 上 智津子   | 神戸市婦人団体協議会 理事            |
| 植 戸 貴 子   | 神戸女子大学健康福祉学部 教授          |
| 大 串 幹     | 兵庫県立リハビリテーション中央病院 院長     |
| 大 和 三 重   | 関西学院大学人間福祉学部 教授          |
| 小野セレスト 摩耶 | 同志社大学社会学部 准教授            |
| 北 川 宜 孝   | 神戸労働者福祉協議会 副会長           |
| 坂 本 津留代   | 神戸市民生委員児童委員協議会 理事長       |
| 佐 長 すみれ   | 兵庫県弁護士会 弁護士              |
| 高 田 哲     | 神戸市総合療育センター診療所長          |
| 辻 幸 志     | 特定非営利活動法人こうべユースネット 理事長   |
| 出 上 俊 一   | 神戸市老人福祉施設連盟 理事長          |
| 西 垣 千 春   | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授   |
| 平 岡 靖 敏   | 神戸商工会議所 参事役              |
| 冬 頭 佐智子   | 生活協同組合コープこうべ地域活動推進部 統括部長 |
| 堀 本 仁 士   | 神戸市医師会 会長                |
| 本 田 智 美   | 神戸市自治会連絡協議会 事務局長         |
| 松 岡 健     | 神戸新聞社 論説委員               |
| 松 端 信 茂   | 神戸市知的障害者施設連盟 会長          |
| 松 原 一 郎   | 神戸市市民福祉大学 学長             |
| 丸 山 美津子   | 兵庫県看護協会 会長               |

## 〔市会〕

|        |      |
|--------|------|
| 諫山 大介  | 市会議員 |
| 原 直樹   | 市会議員 |
| 細谷 典功  | 市会議員 |
| 前田 あきら | 市会議員 |
| 山口 由美  | 市会議員 |

# 神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿

資料2

令和6年12月19日時点(出席者下線)

## 参与(4名)

福祉局長  
健康局長  
こども家庭局長  
教育委員会事務局長

八乙女悦範  
花田裕之  
中山さつき  
高田純

## 代表幹事(6名)

福祉局 副局長  
副局長  
健康局 副局長  
副局長  
こども家庭局 副局長  
副局長

若杉穰  
奥谷由貴子  
三川博英  
森井文恵  
岩城敬二  
丸山佳子

## 幹事(17名)

福祉局 政策課長  
政策課課長(調査担当)  
相談支援課長  
相談支援課課長(こども・若者ケアラー支援担当)  
人権推進課長  
くらし支援課長  
高齢福祉課長  
介護保険課長  
障害福祉課長  
障害者支援課長  
健康局 政策課長  
保健課課長(精神保健福祉担当)  
精神保健福祉センター長(管理担当)  
こども家庭局 こども未来課長  
幼保振興課長  
教育委員会事務局 総務部総務課課長(政策調整担当)  
地域協働局 地域活性課長

小園大介  
田中佐知栄  
長村信幸  
上田智也  
綱岡俊宏  
大村元範  
中郷康一  
内藤康史  
川畑義和  
黒田尚宏  
渡辺元樹  
長谷川泰宏  
岩元裕康  
長尾里津子  
花房新也  
高野尾光代  
西口毅

## 事務局(8名)

福祉局 政策課係長(調査担当)  
相談支援課係長  
相談支援課係長(こども・若者ケアラー支援担当)  
健康局 保健所保健課係長  
保健所保健課係長  
こども家庭局 こども未来課係長  
教育委員会事務局 総務部総務課係長(政策調整担当)  
地域協働局 地域活性課係長(地域協働企画担当)

吉見望  
佐々木雄亮  
霜川卓之  
藤原美幸  
宮澤亮  
中村拓馬  
西尾公希  
井上圭子

# 資料3 “こうべ”の市民福祉総合計画2025～令和5年度年次報告～

## 計画の概要

- ＜基本理念＞ ソーシャル・インクルージョンの実現  
(誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現)
- ・ 方向性 1 : みんなが参加、行動できる人づくり  
⇒ 市民一人ひとりの参画の大切さ
  - ・ 方向性 2 : 安心を保障できる仕組みづくり  
⇒ 福祉サービスの確実な提供
  - ・ 方向性 3 : 人と人がつながり支えあう環境づくり  
⇒ 市民・事業者・行政等さまざまな主体の連携

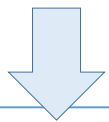


# 計画の評価について



## 現行計画策定時

（意見）市民目線に立ち、サービスの受け手側にも重きを置いた評価の実施



## 評価方法

- ・ サービスを受けている地域住民や、現場で対応されている職員等へのヒアリングを実施

## ヒアリング事業

- ・ こどもの居場所づくり（こども食堂） ⇒ 東灘こどもカフェ
- ・ 民間企業との連携（こども・若者ケアラー支援）  
⇒ （株）チャーム・ケア・コーポレーション

# 東灘こどもカフェ（こどもの居場所づくり）



## 東灘こどもカフェ

- ・ 2012年に開設
- ・ ほぼ毎日活動に拡大
- ・ 年間利用者数約5,000人

子どもを中心に、子育て世代や高齢者も集う多世代交流の居場所に発展し、様々な取り組みを実施

- ・ 各種講座、イベント等の開催
- ・ 高齢者等への昼食配食活動
- ・ 生活困窮世帯への食糧等支援



東灘こどもカフェの様子



子ども向けイベント  
（読み聞かせ）



囲碁を楽しむ  
地域の方



子ども向けスタン  
プカード

# 東灘こどもカフェ（こども食堂）のヒアリングから



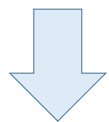
- ・活動が継続して発展してきたことが、社会に認められたという自信につながっている
- ・子どもの笑顔が見られることで元気をもらっている
- ・幅広い年齢の方と気軽に話をして交流することができた
- ・外出の機会が増えて生活が前向きになった
- ・同年代の他の子を見ることが出来て、保護者の視野も広がる
- ・気軽に悩みを聞き合える関係の維持



【運営スタッフ】



【利用者】



基本理念の  
(ソーシャル・インクルージョン)  
実現に寄与

- ・自身の役割・自己効力感 主体的に地域福祉の推進に貢献
- ・多世代が交流できる地域の居場所
- ・孤独・孤立が解消され、地域で安心して暮らしていくことができる

課 題

- ・成功事例を広げられるように、活動しやすい環境づくりが必要

# (株)チャーム・ケア・コーポレーションとの連携



## 【ヤングケアラー】

家族の介護その他の日常生活上の  
世話を過度に行っていると  
認められる子ども・若者

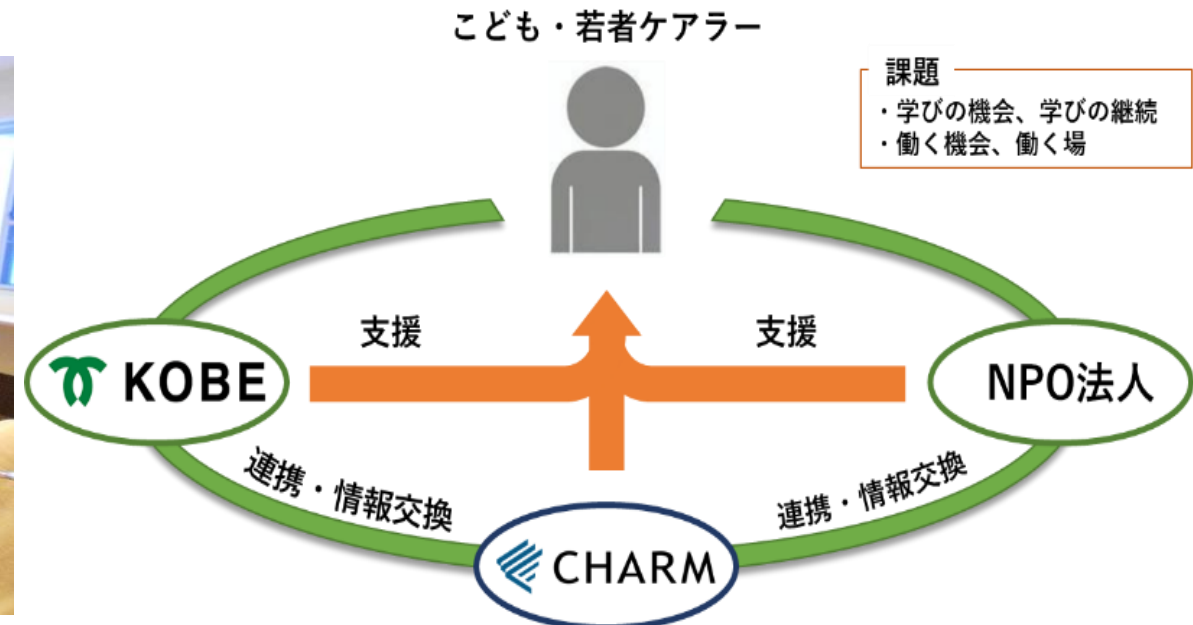
(子ども・若者育成支援推進法の定義)

 **KOBE** ×  **CHARM**

|   |                |          |
|---|----------------|----------|
| 1 | <b>レスパイト支援</b> | —息抜き支援—  |
| 2 | <b>中間的就労支援</b> | —就労訓練支援— |
| 3 | <b>奨学金支援</b>   | —代理返還支援— |



就労訓練支援  
(イメージ)



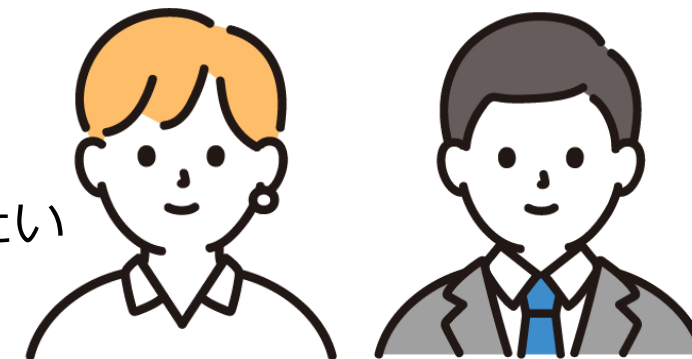


# (株)チャーム・ケア・コーポレーションへのヒアリングから

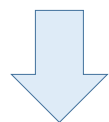


- ・ 行政やNPOと協議を丁寧に重ねて、会社の資源や施設を活用
- ・ 支援対象者が成長する姿を見られて励みになっている
- ・ 従業員のモチベーション向上となり、本来業務にも良い効果

- ・ スピード感のある対応など、民間企業の強みを活かした取り組みをしたい
- ・ 企業連携による更なる広がりの可能性
- ・ 行政の対応窓口が集約されており、連携協議が進めやすかった
- ・ 他社から、社会貢献活動をしたいが、  
どうすれば良いか分からないとの意見



【民間企業】



基本理念の  
(ソーシャル・インクルージョン)  
実現に寄与

- ・ 既存の制度・枠組みでは解決できない福祉課題について  
多様な主体が、それぞれの役割・強みを活かした取り組みと連携

課 題

- ・ 連携の拡大のために、進め方の工夫や事例の周知等が必要

# まとめ



今回のヒアリングより・・・

- ・子どもを中心とした多世代交流の場となっており、それぞれが活躍できる地域の居場所が生まれている事例がある
- ・地域に密接した活動を継続して行うことを通じて、課題の早期発見につながっている事例がある
- ・民間企業の専門分野や強みを活かした支援が始まっており、役割分担による連携の推進が重要である
- ・事例の周知等の取組みにより、民間企業との連携をさらに拡大させる可能性がある

を実感することができました。



基本理念の実現につながる

- ・市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができる
- ・自分自身の役割をもち、助けあいながら暮らしていくことができる
- ・市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、福祉の輪をひろげる
- ・困っていることを伝えられ、孤立を防ぐことができる ⇒ 市民福祉の推進

## 次期市民福祉総合計画の策定に向けて

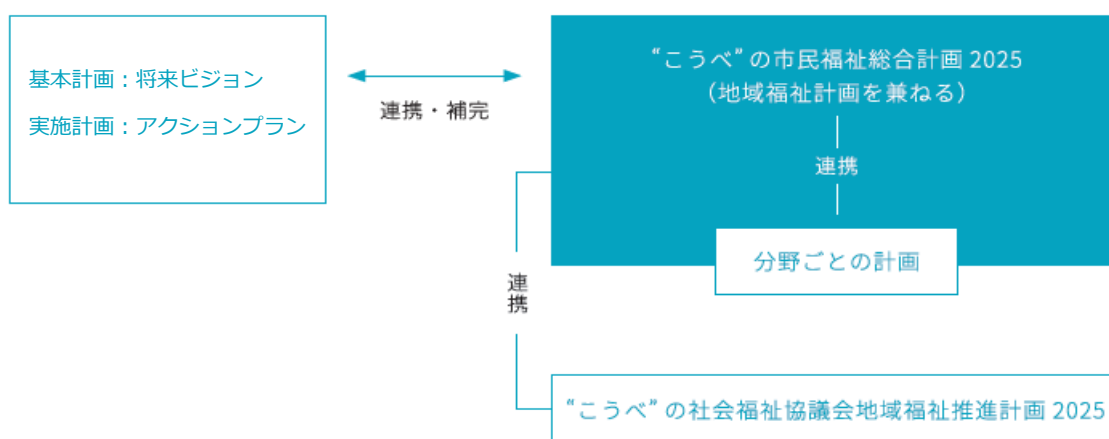
### 1. 市民福祉総合計画の位置付け

本市では、1977（昭和 52）年に全国に先駆けて制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき市民福祉を推進するため、市民福祉に関する総合計画を策定してきており、現行の「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（計画期間：2021（令和 3）年度～2025（令和 5）年度）」は第 12 次計画となっています。

また、保健福祉分野の総合計画として、現在、策定作業中の神戸市の次期「基本計画：将来ビジョン（2026～2035 年）」及び「実施計画：アクションプラン（2026～2030 年）」とは相互に連携・補完するとともに、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画などの分野別計画の理念・目標を包含しながら横軸でつなぐことにより、相互に連携・補完することとしています。

なお、現行計画は、社会福祉法に定める「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

#### ●市民福祉総合計画の位置づけ



#### ●市民福祉総合計画の変遷

| 昭和           |              |                |              | 平成           |
|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 52 - 54      | 55 - 57      | 58 - 60        | 61 - 63      | 元 - 3        |
| 1977-1979    | 1980-1982    | 1983-1985      | 1986-1988    | 1989-1991    |
| “こうべ”の市民福祉計画 |              | 新・“こうべ”の市民福祉計画 |              |              |
| 第 1 次 3 か年計画 | 第 2 次 3 か年計画 | 第 3 次 3 か年計画   | 第 4 次 3 か年計画 | 第 5 次 3 か年計画 |

| 平成                        |               |                     |               |                             | 令和                          |                             |
|---------------------------|---------------|---------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 4 - 8                     | 9 - 13        | 14 - 18             | 19 - 22       | 23 - 27                     | 28 - 2                      | 3 - 7                       |
| 1992-1996                 | 1997-2001     | 2002-2006           | 2007-2010     | 2011-2015                   | 2016-2020                   | 2021-2025                   |
| 市民福祉復興プラン（7－9）（1995-1997） |               | “こうべ”の市民福祉総合計画 2010 |               | “こうべ”の市民福祉総合計画 2015（第 10 次） | “こうべ”の市民福祉総合計画 2020（第 11 次） | “こうべ”の市民福祉総合計画 2025（第 12 次） |
| “こうべ”の市民福祉総合計画            |               |                     |               |                             |                             |                             |
| 前期実施計画（第 6 次）             | 後期実施計画（第 7 次） | 当初 5 か年実施計画（第 8 次）  | 後期実施計画（第 9 次） | （統合）                        |                             |                             |
|                           |               |                     | 地域福祉計画        |                             |                             |                             |

## 2. 次期計画策定の策定に向けて

### (1) 次期計画の方針

- ・ 現行計画の構成を踏襲して、簡素化を継続する。
- ・ 検証・評価方法について、引き続き検討を行う。
- ・ 現行計画と同様、計画期間は5年とし、社会福祉法上の地域福祉計画を兼ねる。
- ・ 策定作業は、計画策定・検証会議内に設置するワーキンググループ（WG）で行う。

### (2) スケジュールと進行予定

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 2025 年 1 月頃 | 市民アンケート「市民福祉に関する行動・意識調査（※）」を実施                  |
| 3 月頃        | WG（アンケート調査結果報告、意見交換、次期計画テーマ設定）                  |
| 5～6 月頃      | 計画策定・検証会議（WGを受けて計画骨子の検討・作成）                     |
| 7～10 月頃     | WG（計画骨子を基に素案の検討・作成、検証方法の検討）                     |
| 10～11 月頃    | 計画策定・検証会議（素案をもとに計画の検討・作成、<br>検証方法の検討）           |
| 12 月頃       | パブリックコメント実施後、調整のうえ計画完成<br>市民福祉調査委員会（本会）に進捗状況を報告 |

### (3) 市民福祉に関する行動・意識調査（※）

#### ①目的

- ・ 現行計画（“こうべ”の市民福祉総合計画 2025）の効果等を検証する為の資料とする。
- ・ 「市民福祉」に関する市民の行動および意識について調査し、次期市民福祉総合計画の策定にあたって、基礎参考資料とする。

#### ②調査方法

- ・ 対 象 者 神戸市内在住の 18 歳以上の市民 5,000 人  
〔住民基本台帳（外国人を含む）から単純無作為抽出〕
- ・ 方 法 郵送によるアンケート方式（回答は WEB からでも可能とする）
- ・ 実 施 時 期 令和 7 年 1 月（予定）
- ・ 主な調査項目  
「地域との関わり・疎外感について」「日常生活上の不安について」  
「地域で活動する団体や地域の課題について」「福祉施策やサービス・相談窓口について」



## 神戸市における複合的な相談支援の取り組み

福祉局相談支援課

## 1. 新たな福祉的課題への対応

令和2年2月：神戸ひきこもり支援室を設置

令和3年6月：こども・若者ケアラー相談支援窓口を設置

令和5年4月：福祉局に相談支援課を新設

令和5年6月：再犯防止コーディネーターを配置

## 2. 再犯防止の取り組みについて

取組背景：刑務所への再入所率の高止まり（56.6%※令和4年）

出所後に適切な支援につながっておらず、生活状況の悪化等により再犯に至る場合がある  
⇒福祉的支援に精通した再犯防止コーディネーターを配置

支援内容：刑事司法機関等から依頼があった出所者への支援を実施

対象者の状況に応じた支援窓口につなぎ、地域での継続支援に向けた環境調整・その後の  
フォローを実施（R5年6月～38名を支援）

## 3. 孤独・孤立関連施策プロジェクトチームの設置

令和3年4月以降、福祉局・健康局・こども家庭局等の関係局で構成するプロジェクトチームを設置し、総合的・効果的な対策の推進に向けた検討を実施（令和5年より相談支援課が事務局を担当）。

自身の困りごとや悩みを整理しながら、相談窓口に市民自らつながるためのツール「神戸市版・お悩みハンドブック」について検討を実施、令和6年11月に公開。

## 4. 神戸市版・お悩みハンドブックについて

概要：株式会社グラファーが提供するWEBサービス

簡単な質問に答えることで、回答に沿った支援情報を表示（神戸市の窓口情報に対応）

個々の課題やお悩みを気軽に整理し、支援窓口へのつながりを促進するツールとして開発

また、支援者向けのサポートツールとしての活用も想定

画面展開イメージ：





子育ての  
悩み



病気の  
心配

**完全無料  
登録不要**



お金の  
不安

あなたに

家族の  
介護



合った相談先を



障がいについて

探せます。

日々のお仕事



**神戸市版**

## お悩みハンドブック

質問にチェックすることで、  
お悩みに応じた支援制度や  
相談先の情報が見つかるWEBサービスです。  
どなたでも、無料でお使いいただけます。

WEBサービスだから  
24時間いつでも  
ご利用いただけます。



こちらから  
お使いいただけます。

神戸市 お悩みハンドブック

検索

<https://compass.graffer.jp/handbook-city-kobe/landing>



## こんなときにご利用ください

いくつかの相談先から  
一番合うところを  
選びたい。

まわりの人に  
相談できない。

どんな  
支援があるか  
わからない。

悩んでいることを  
具体的に  
言葉にできない。

困っているが  
どこに相談したらいいか  
わからない。

だれかに  
聞いて欲しい…



## お悩みハンドブックの特徴

### 特徴.1

特定の分野ではなく  
幅広い支援制度に対応

病気や障がい

お金

仕事

介護

子育て

精神的なこと

etc...

### 特徴.2

個人情報登録不要の匿名サービス  
自分のタイミングで検索できる



名前／住所／電話番号  
勤務先／学校名など  
すべて入力不要

### 特徴.3

質問に答えることで  
自分の悩みの整理になる



選択肢から  
チェックするだけ

自分の悩みに  
客観的に向き合える

### 特徴.4

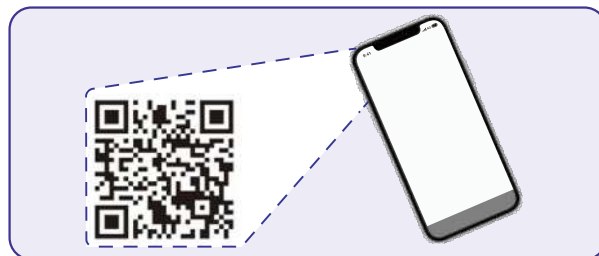
気になる支援をメモし  
実際の相談の準備ができる



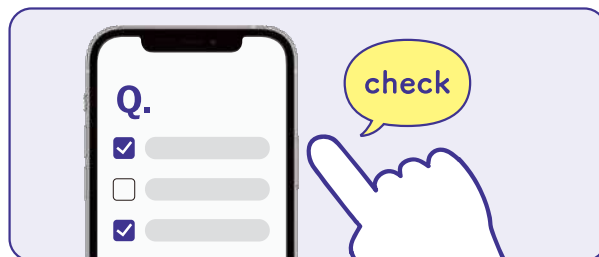
神戸市の窓口を  
確認できる

事前に相談の  
準備ができる

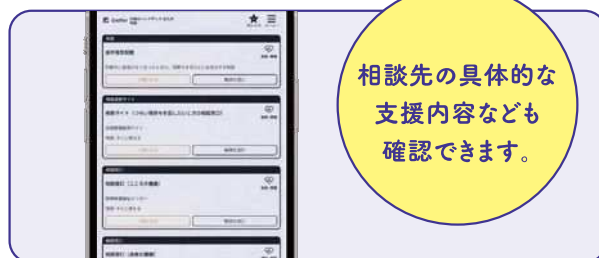
## 使いかたの流れ



二次元コードからアクセスしてください。



質問内の当てはまる項目にチェックを入れてください。



相談先の具体的な  
支援内容なども  
確認できます。

お悩みに合った相談先を簡単に探せます。

サービス提供



Graffer

お問い合わせ先

神戸市総合  
コールセンター



0570-083330 および 078-333-3330

FAX 078-333-3314(年中無休/8:00~21:00)



## 2.(1) こども誰でも通園制度の推進

令和6年12月20日公表  
こども家庭庁 事務連絡  
「保育政策の新たな方向性」抜粋

### 現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度

「ロゴマーク」

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

#### ✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体の実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



○全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る

【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

神戸市

# こども誰でも通園制度 モデル事業利用者募集を 開始します!!

子育てに悩みや不安を抱えている方、毎日の育児に疲れている方、  
子どもにいつもとは違う経験をさせたい方は、ぜひご利用ください。

## こども誰でも通園制度の3つのポイント

1

### こども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていない子どもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援もおこないます。

2

### どんなことができるの?

- 園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。

3

### 「一時保育」との違いって??

- 一時保育には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。
- 誰でも通園制度は一時保育と異なり、多子世帯の軽減がありません。

誰でも通園を利用するとこんなことができる!!

## ①～③のすべてに該当する子どもが対象です

① 神戸市民

② 0歳6か月～2歳

③ 現在保育所・認定こども園  
企業主導型保育施設等に在籍していないこと。

※保護者の就労状況は問いません。 ※3歳になると利用できなくなります。 ※居住区と異なる区の利用も可能です。

## 利用可能時間

子ども1人につき 月10時間まで

※施設により1回あたりの利用可能時間が異なります。

## 利用料金

1時間 300円

次の世帯に該当する場合は、利用料金の  
払い戻し(一部・全部)があります。

※一旦、施設に利用料をお支払いのうえ、神戸市に払い戻しの  
手続きをおこなってください(払い戻し対象となること分かる  
書類を施設に提出してください)。

- ・生活保護法による被保護世帯
- ・当該年度市町村民税が77,100円以下である世帯
- ・社会的養護が必要な世帯

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

## 実施期間

第Ⅰ期 2024年6月3日(月)～10月31日(木)

第Ⅱ期 2024年11月1日(金)～2025年3月31日(月)

こどもっとKOBÉ



## 利用の流れ

1

### 下記申込期間に、 利用希望施設に直接お申込みください。

※施設ごとに申込方法や利用に関しての詳細が異なります。  
必ず事前にご確認のうえ、お申込みください。  
※区役所・支所や市役所では受付していません。

2

### 各施設で、利用者・利用日を決定します。

※希望する日に利用できない場合があります。  
※施設ごとに決定方法が異なります(抽選もしくは先着順)。

3

### 利用が決定した方は、 施設で面談を受けてください(必須)。

※安全に保育をおこなうため、アレルギー等の聞き取りをしています。

## 利用申込期間

第Ⅰ期

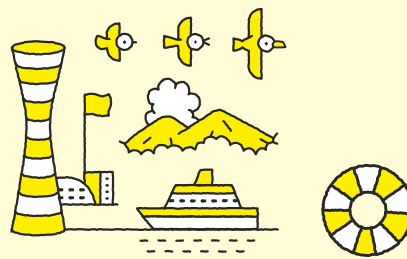
2024年4月18日(木)～

※締切は施設ごとに異なります。

第Ⅱ期

申込期間が決まり次第、  
ホームページでお知らせします。

利用者決定後でも、施設の受け入れ枠に  
空きがあれば随時申し込みを受け付けます。



## 対象施設

| 所在地 | 施設名                      | 所在地 | 施設名                |
|-----|--------------------------|-----|--------------------|
| 東灘区 | 御影COCORO保育園              | 長田区 | 神視保育園              |
| 東灘区 | 幼保連携型認定こども園 神戸夢          | 長田区 | 幼保連携型認定こども園 新生こども園 |
| 灘 区 | 幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園     | 長田区 | 幼保連携型認定こども園 ほそだ    |
| 灘 区 | 幼保連携型認定こども園 光愛児園         | 須磨区 | 名谷フォレスト保育園         |
| 中央区 | 大慈幼保連携型認定こども園 とも分園       | 須磨区 | 幼保連携型認定こども園 のぞみ保育園 |
| 中央区 | 幼保連携型認定こども園 ポートピア        | 須磨区 | 幼保連携型認定こども園 村雨こども園 |
| 兵庫区 | 幼保連携型認定こども園 モーツァルト兵庫こども園 | 垂水区 | 幼保連携型認定こども園 彩の森    |
| 兵庫区 | 松原保育所(公立保育所)             | 垂水区 | 幼保連携型認定こども園 明舞幼稚園  |
| 北 区 | 幼保連携型認定こども園 桜の宮こども園      | 垂水区 | 小規模保育園 あんよ         |
| 北 区 | 幼保連携型認定 星の杜こども園          | 西 区 | 幼保連携型認定こども園 あゆみ幼稚園 |
| 北 区 | パンダこうとく保育園               | 西 区 | 幼保連携型認定こども園 おっこう山  |
|     |                          | 西 区 | 学園みどりこども園          |

施設によって受け入れ枠や、申込方法(電話・メール)や利用者の決定方法(抽選・先着順)、  
開所時間・利用方法が異なります。詳しくは神戸市Webページをご確認ください。

神戸市 誰でも通園

検索



## ご利用にあたっての注意事項

- ・複数の施設を利用することはできません。
- ・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。
- ・キャンセルする場合は事前に施設に連絡してください。
- ・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。
- ・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。
- ・その他、申込書記載の同意事項をご確認のうえ、利用してください。



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について

## 2024 年度 第 1 回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会の報告

### 1. 開催内容

日 時 2024 年 9 月 5 日 10 時～11 時 30 分  
 場 所 三宮研修センター9 階 902 号  
 報 告 (1) 神戸市の「にも包括」に関する現状 (2) 精神保健福祉対策の強化  
 議 題 (1) 「にも包括」推進の上での構成要素ごとの課題、目標等について

### 2. 委員 (〇部会長)

#### (学識経験者)

〇橋本 健志 神戸大学名誉教授 (兵庫県精神保健福祉協会 会長)

#### (当事者・家族)

鍛冶 孝成 KOBE ピアサポーター  
 吉田 明彦 精神医療サバイバーズフロント関西 主宰  
 前嶋 昌子 神戸市精神障がい者家族会連合会 理事

#### (医療)

宮軒 将 兵庫県精神科病院協会 副会長  
 上月 清司 神戸市医師会・兵庫県精神神経科診療所協会 理事  
 松原 健治 兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会神戸ブロック会長

#### (福祉・介護)

北岡 祐子 兵庫県精神保健福祉士協会 会長  
 櫻間 悦子 障害者相談支援センター連絡協議会 会長  
 岸間 大治 御影南部あんしんすこやかセンター 管理者

#### (社会参加・地域福祉)

安福 ひとみ 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 副理事長  
 本田 幹雄 神戸市社会福祉協議会 事業推進局長

#### 【事務局・関係部署】

- ・健康局 副局長、保健所保健課、精神保健福祉センター、地域医療課
- ・福祉局 副局長、障害福祉課、障害者支援課、介護保険課、相談支援課
- ・建築住宅局 副局長 (居住支援協議会会長)、政策課
- ・教育委員会 健康教育課
- ・にも包括関連事業委託事業者 すずらん相談支援事業所、中央むつみ会
- ・居住支援関連事業委託事業者 神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」

### 関連する協議の場





2024 年度第 1 回  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会での意見

地域移行・グループホーム

- 私たちの精神科病院ではグループホームで訓練して、地域に移行する取り組みをしている。グループホームは一定の職員を配置しなければならず財政的には大変だが、達成感がある。地域包括ケアシステムの中で地域移行はどのようなモデルケースで今後していくのかは考えるべきである。
- できるだけ多くの方を地域に戻すというのは家族としても望んでいる。ただ、地域に戻って本人が安心安全に生活できるのか疑問がある。地域の受け皿が安定しないと、また再入院になってしまう。
- 医療で提供できるのは訪問看護やデイケア、就労の作業所もある。根気よく続けると変わっていく。退院をいきなりすると上手くいかないが、グループホームに入るとなると上手くいくこともあった。根気よく色々やっていくことが大事である。
- グループホームで安心安全に暮らせるかと言われると、躊躇してしまうこともある。夜に職員が常駐しているわけではなく、そこを強化していかないと受けられなくなってしまう。
- 退院直後は医療支援の内容が濃い。段階が必要であり、グループホームの場合、医療内容を濃くするなど、訓練して安心できたら地域に行っていただくような段階がいるのではと思っている。
- 障害者相談支援センターが神戸市には 19 か所ある。それぞれ地域移行については熱心に取り組んでいる。しかし、なかなか成果が上がらない。職員としては懸命に取り組んでいるが、移行につながらない。また、つなぐ方としては、まだ早いのではという実感もあり、医療と福祉に認識の違いがある。まず短時間であっても就労が最終目標として地域移行としているが、そこまでいくのは非常にまれだ。
- 精神科の地域移行をにも包括で推進できるのか、この部会の重要な視点である。当事者の方が PSW やピアサポーターの支援を受けながら、自己決定していくという図を示す、メニュー等、本人に分かりやすく説明していくということを整理していくことが、この会議で出来たら良い。
- 入院者訪問支援事業が盛り込まれ、実施されるということで、対象者が医療保護入院の市長同意の方が対象となっているが、行政が全員面会しているのか。

#### 普及啓発(教育・地域理解)

- 地域の方に精神障害のことを知ってほしい。精神が病むことは 10 代前半が始まっているので、義務教育から知ってほしい。
- WHO も 10 代の発症が多く知識教育が大事であると言っている。義務教育を終えて居場所がない 16、17 才の利用ができないかとの問い合わせがくる。せめて中学、高校では出前授業ができればと思う。日本は 10 代の死亡率は自殺が一番多い。自殺対策は教育現場での深刻な問題だ。早く病気のことを知り、治療につなげれば強制入院は防げる。予防教育、予防への働きかけもできることがあるのではないか。
- ピアサポーターの話を聴いた中学生の感想で、精神の病について考え方が 180 度変わったという話があった。また、地域活動支援センターを訪問した小学 5 年生の感想は、普通の人がいただけというものだった。大人が精神の病や障害について全くの無知であり、精神障害者を知るのは、ニュースで事件が起きた際に、精神鑑定や通院していたという、負の感情から精神障害を捉えることからスタートしており、大人は偏見を持ち続けている。
- 私自身も退院後、家を探すのが障害者に家を貸したくないと言われ、病院の PSW に力を借りて家が見つかった。住宅街にグループホームが建設されるとなると、地域住民の反対運動が起きる。無知からくる偏見が恐ろしい。大人は障害者への偏見はなかなか消えない。子供が実際に障害者に会い、普通の人だったよというような話を親にしてもらうことで、逆に大人への教育になる。実際に触れ合うことで障害者への偏見をなくしていきたい。
- 精神保健ボランティアを養成しているが、一般の方が精神障害の方の支援に入る事例がまだ少ないと感じる。

#### 児童・未成年者のサポート

- 発達障害の方の相談が多い。子供の相談では、福祉サービスで使えるものが放課後等デイサービスくらいしかない。18 歳以上になると就労の場やヘルパーの支援と色々あるが、義務教育を出てから 18 歳になるまでのサービスが不足している。ショートステイは成人には整っているが、児童の受け入れは少なく、家族が困っていると感じている。一般住戸で生活している精神障害者は、近隣トラブルの中で暮らしが継続できない方もいる。住戸からグループホームに変わり、次の暮らしを探すこともあり、逆行している方もいる。

#### 精神科医療

- 身体合併症で妊婦や透析の方について中央市民病院は措置入院を取っていないが、行政の方で身体合併の方を取れるような体制を構築してほしい。

## 「にも包括」を構成する要素ごとの現状と今後の取組・方向性

- ①「地域の助け合い・教育（普及啓発）」
- ②「住まい」
- ③「社会参加（就労）」
- ④「保健・予防」
- ⑤「医療」
- ⑥「障害福祉・介護」



### ①地域の助け合い・教育（普及啓発）：地域住民の精神障害への理解促進

#### 【現状】

- ・精神保健福祉ボランティア講座（共催：神戸市社会福祉協議会）1コース4回／年
- ・KOBE ピアサポーターを活用した市民向け啓発 2回／年
- ・教育現場におけるメンタルヘルスリテラシー教育  
（2022年度～高等学校：保健体育に「精神疾患の予防と回復」が追加）
- ・出前トーク等の普及啓発

〈参考〉出前トーク実績

|      | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 回数   | 5回     | 1回     | 0回     |
| 延べ人数 | 144名   | 45名    | 0名     |

#### 【今後の取組・方向性】

- ・心のサポーター養成研修の実施  
対 象：神戸市に在住・在学・在勤の方、神戸市内の支援者  
実施回数：計10回  
実施時期：令和6年10月～12月

### ②住まい：精神障害者が地域で暮らす場（住まい）の確保

#### 【現状】

（住まい確保に係る課題等の実態把握）

- ・地域移行・地域定着推進事業推進会議（検討会）
- ・居住支援協議会総会・居住支援協議会勉強会

〈参考〉兵庫県が指定する居住支援法人数

（グループホーム等の整備）

|                  |        |
|------------------|--------|
| 神戸市内で活動する法人数     | 48法人   |
| （うち 障害者を対象とする法人） | （36法人） |

〈参考〉障害福祉サービス等事業者・障害福祉施設等一覧より（2024年4月1日現在）

- ・精神障害対応の共同生活援助（グループホーム）住居数：219住居
- ・共同生活援助（グループホーム）利用実績

|                 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 精神障害者の利用者数（人/月） | 176    | 225    | 293    |
| 全利用者のうちの精神障害者割合 | 18.2%  | 19.9%  | 22.1%  |

### 【今後の取組・方向性】

- ・支援に関わる関係部署、居住支援法人との連携による、住まいの確保に向けた区・地域レベルでの地域ネットワークの構築推進

### ③社会参加：精神障害者の就労等支援・ピアサポーターの活躍の機会確保

#### 【現状】

##### (精神障害者の就労等支援)

- ・しごとサポート：市内5か所（就労支援、地域の関係機関連携強化、超短時間雇用(週20時間未満)の創出）
- ・障害福祉サービスによる就労に関する支援

〈参考〉自立支援給付 利用者の状況（主たる障害が精神分のみ）

（ ）内は各サービスの利用者のうち、精神障害者の占める割合

単位 利用者数 人/月

|          | 2021 年度     | 2022 年度     | 2023 年度     |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 就労移行支援   | 259 (55%)   | 307 (68%)   | 321 (70%)   |
| 就労継続支援 A | 347 (40%)   | 386 (41%)   | 466 (42%)   |
| 就労継続支援 B | 1,682 (39%) | 1,983 (41%) | 2,278 (43%) |
| 就労定着支援   | 78 (53%)    | 93 (56%)    | 113 (61%)   |

##### (精神障害者の自立生活や社会参加促進)

- ・障害者地域活動支援センター（精神障害対応）：市内14か所
- ・外出のための支援を行う移動支援

〈参考〉移動支援（精神）の利用状況（令和6年3月31日現在）（単位数：件）

| 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|---------|---------|---------|
| 1,103   | 1,249   | 1,414   |

##### (ピアサポーター活躍の機会確保)

- ・神戸市精神障害者ピアサポーター養成研修・フォローアップ支援の実施
- ・入院患者や病院職員等支援者を対象とした体験発表活動
- ・退院を希望した入院患者にアドバイスを行う個別支援活動

〈参考〉ピアサポーター養成研修受講者数・登録者数および活動希望者数（推移）

|                          |           | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|--------------------------|-----------|---------|---------|---------|
| ピア養成研修<br>※2日間とも<br>受講の方 | 当事者       | 12      | 24      | 21      |
|                          | （うち 新規）   | 4       | 20      | 13      |
|                          | （うち 活動希望） | 4       | 12      | 13      |
|                          | （KOBE ピア） | 8       | 4       | 8       |
|                          | 支援者       | 2       | 6       | 5       |
| ピア登録者数                   | 登録者       | 17      | 21      | 25      |
|                          | うち活動希望者   | 13      | 17      | 21      |
|                          | 新規登録者     | 4       | 9       | 11      |
|                          | 登録削除者数    | 6       | 5       | 7       |
|                          | 増減        | ▲ 2     | 4       | 4       |

入院中の精神障害者等へのピアサポーター活用実績

|      |              | 2021 年度     | 2022 年度    | 2023 年度     |
|------|--------------|-------------|------------|-------------|
| 発表活動 | 実施回数         | 13 回        | 10 回       | 35 回        |
|      | 利用病院数        | 1 病院 (1 施設) | 1 病院       | 3 病院        |
|      | 活動者延べ数 (実人員) | 25 名 (3 名)  | 20 名 (3 名) | 71 名 (11 名) |
|      | 参加者延べ数       | 197 名       | 96 名       | 285 名       |
| 個別支援 | 実施回数         | 11 回        | 48 回       | 39 回        |
|      | 利用病院数        | 5 病院        | 5 病院       | 7 病院        |
|      | 活動者数         | 5 名         | 4 名        | 6 名         |
|      | 利用者数         | 6 名         | 8 名        | 10 名        |

【今後の取組・方向性】

- ・企業向けの障害者雇用促進のためのプロモーションの実施
- ・雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進
- ・医療や福祉等の関係機関へのピアサポーター活動の啓発と活用の推進

④保健・予防：メンタルヘルス問題全般の早期発見と介入

【現状】

(相談支援体制)

- ・「第3期神戸いのち大切プラン」と連動したこころの健康づくりの推進、相談体制の充実

(家族支援)

- ・家族向けセミナーの実施 1 コース 3 回／年
- ・家族会含めた自助グループ活動の啓発

(精神保健相談)

- ・各区、神戸市精神保健福祉センター、ひょうご・こうべ依存症対策センター

【今後の取組・方向性】

- ・家族支援の充実：依存症家族教室（依存症家族プログラム）の実施 1 コース 7 回／年
- ・精神保健相談業務の充実：精神障害者・多職種アウトリーチ支援事業の実施

⑤医療：精神障害者を地域で支える医療の強化

【現状】

- ・精神科救急医療体制整備：兵庫県との協調事業として実施する精神科救急情報センターの運営、一次・二次・精神科救急医療センターの体制確保等
- ・精神病状等が悪化した場合に、24 時間対応できる体制にある。

〈参考〉 神戸市における自傷他害を疑う警察や検察等からの通報件数の推移  
(単位：件)

|          | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 通報件数     | 388     | 456     | 514     |
| うち措置入院該当 | 43      | 50      | 62      |

- ・身体合併症対策：身体合併症救急医療確保事業（神戸市立医療センター中央市民病院）



- ・精神障害者継続支援事業：措置入院患者等の重篤な精神障害者が医療や支援が途切れることなく、地域で安定した生活を確保するため、入院中から退院に向けた調整・支援を実施する。

〈参考〉継続支援事業実績

|        | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 支援対象者数 | 95 人    | 141 人   | 154 人   |
| 支援回数   | 1,969 回 | 3,472 回 | 4,708 回 |
| 検討会議数  | 429 回   | 647 回   | 792 回   |

- ・長期入院患者の退院促進支援：精神障害者地域移行・地域定着推進事業を通して、KOBЕ ピアサポーターを活用した長期入院患者への退院意欲喚起や病院職員への研修等を実施。新規入院患者については1年未満での退院率は目標値を達成しているものの、1年以上の長期入院患者数については、目標値を達成できていない。
- ・精神入院医療費助成の実施

### 【今後の取組・方向性】

- ・精神科病院と連携した KOBЕ 退院促進支援事業の実施
- ・兵庫県との入院者訪問支援事業の実施

## ⑥障害福祉・介護：精神障害者の地域生活のために必要なサービスの確保と利用・連携促進

### 【現状】

- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業における一般相談支援事業所等への勉強会・研修会の実施

〈参考〉協議の場・研修会実施実績

|                  | 2021 年度     | 2022 年度     | 2023 年度     |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 協議の場の開催回数（参加者数）  | 6 回(89 人)   | 12 回(97 人)  | 12 回(223 人) |
| 研修・勉強会実施回数(参加者数) | 11 回(382 人) | 12 回(590 人) | 11 回(472 人) |

〈参考〉障害者総合支援法：地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）実績

※（ ）は前年度継続利用を含む人数

| 新規サービス利用人数 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 地域移行支援     | 11      | 24      | 33 (42) |
| うち退院者      | 3       | 7       | 16 (25) |
| 地域定着支援     | 13      | 24      | 12 (40) |

地域移行支援提供事業者数：16 事業所（市内提供可能事業者数の 32.7%が実施）

### 【今後の取組・方向性】

- ・障害福祉サービス事業所等地域生活支援関係者等に対する研修や検討会の実施
- ・高齢福祉・介護保険事業所等との連携による地域移行・地域定着の推進
- ・精神障害などを理解してサービスを提供できる人材の確保・育成、働き続けやすい環境整備

# 神戸市 こころのサポーター 養成研修

誰もが「こころ」の不調を経験する時代。

みえない「こころ」の声の聴き方、あなたは知っていますか。

2024年10月10日～12月19日までの全10回

(日時・場所等詳細につきましては裏面をご確認ください)

## 心のサポーターとは？

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、身近にいる「こころの不調で悩む人」に対してできる範囲で手助けをする人のことで、こどもからお年寄りまで皆様を対象としています。

受講費用  
**無料**

## 参加対象

神戸市内に在住、在勤、在学、事業所を有する方 (小学生以上対象)

### 申込方法

WEB：神戸市イベント申込サイト <https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/seishin/nimohoukatu/kokosapo.html>

「神戸市こころのサポーター養成研修公式ホームページ」へアクセスのうえお申込みください。



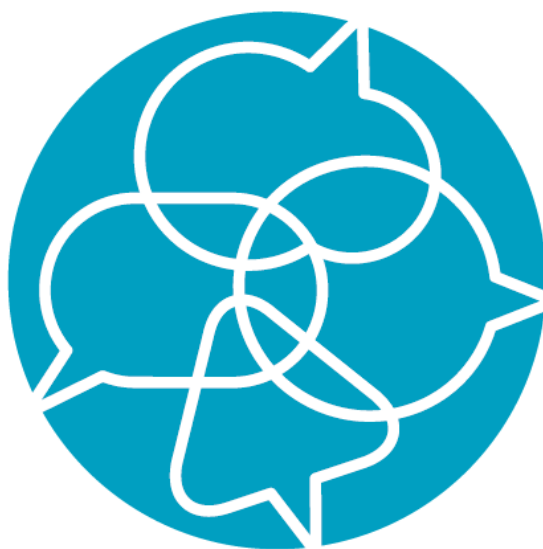
### 申込期間

2024年9月20日(金) 9:00 ～ 各研修開催日 2 開庁日前まで【先着順】

## 心のサポーターへの認定について

本研修修了者には、厚生労働省の心のサポーター養成事業に基づき、「心のサポーター認定証」を後日発行し、希望者のみご自宅等に郵送いたします。認定証発行のため氏名・住所・生年月日等の個人情報をいただくことをあらかじめご了承ください。

# “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和5年度年次報告書

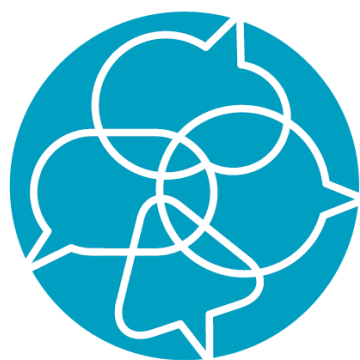


S O C I A L  
I N C L U S I O N  
K O B E 2 0 2 5

## 目次

---

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1. はじめに .....                           | 1  |
| ・ 計画の概要 .....                           | 1  |
| ・ 計画の検証・評価 .....                        | 1  |
| ・ ヒアリング対象の選定 .....                      | 2  |
| 2. 事業ヒアリング .....                        | 3  |
| (1) こどもの居場所づくり .....                    | 3  |
| (2) 民間企業と連携した取組み（こども・若者ケアラー支援）<br>..... | 9  |
| 3. まとめ .....                            | 13 |
| 4. 参考 各事業の取組み状況 .....                   | 15 |



S O C I A L  
I N C L U S I O N  
K O B E 2 0 2 5

### 【“ social inclusion（ソーシャル・インクルージョン）” 社会的包摂とは？】

だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支えあえる社会を作っていこうという理念です。

そのような皆が共に生きる社会像を、地域共生社会とも呼んでいます。

また、一方的でなく、互いに支えあうということ、また、だれもが社会の一員としてつながっているということから、“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 では、ソーシャル・インクルージョンを「福祉の輪」と表現しており、「みんなでデザインする福祉の輪」を基本理念としています。

### 【ロゴマークについて】

様々な意見やアイデアを活かし福祉をデザインしていくことを、いくつかの吹き出しを重ねて表現しています。

## 1. はじめに

### ○計画の概要

#### <基本理念> 誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現

本計画では基本理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めています。

#### <方向性1> みんなが参加、行動できる人づくり

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わりあいを持ち協力していくことが重要です。福祉サービスが有効に機能するためには、地域の一人ひとりの理解を高め、つながりを広げること、さらに日常生活を維持する取組みに多くの人が参加することが大事です。

#### <方向性2> 安心を保障できる仕組みづくり

市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助けあいながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制をつくるとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

#### <方向性3> 人と人がつながり支えあう環境づくり

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体がつながる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

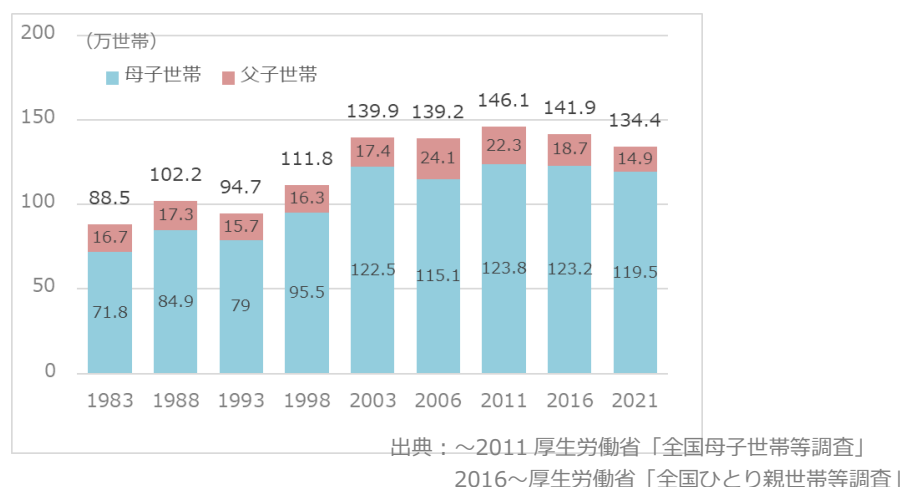
### ○計画の検証・評価

本計画策定における会議では、基本理念の実現に寄与する指標づくりを目指し、市民目線に立ち、サービスの受け手側にも重きを置いた評価の実施について提案を頂きました。評価方法については検討を続けているところですが、今回の検証・評価ではご意見を踏まえ、実際にサービスを受けている地域住民や現場で対応している職員等へのヒアリングやアンケートを通じて、数値だけでは把握できない質的な面を踏まえた評価に取り組んでいます。

## ○ヒアリング対象の選定

少子化の進展や地域のつながりの希薄化により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、子どもが地域コミュニティのなかで育つことが困難になってきています。また、ひとり親家庭や共働き家庭の増加とあいまって、家庭における子育ての孤立化が懸念されており、地域のなかで子どもの育ちを支援するため、こどもの居場所づくりの重要性が増しています。

近年、全国的に、こども食堂が増えており、地域の身近な存在になってきています。神戸市においてもこども食堂を含むこどもの居場所づくり活動は拡大しており、令和6（2024）年8月時点で327カ所に至っています。そこでの活動の実態についてお話を伺うことで、市民福祉向上への貢献につながるヒントをいただけるのではないかと考えました。



## ひとり親世帯の推移

また、既存の制度・枠組みでは解決できない福祉課題に対応するためには、多様な主体が連携して活動することが必要であり、行政や社会福祉法人、NPO 等の取組みだけでは限界があるため、専門機関を軸として多様な主体が連携を深めて課題に取り組むことが求められています。

今回、民間企業と連携して取組みを行っている事例として、こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）の支援について、神戸市と連携協定を締結して支援事業を実施している民間企業の話聞くことで、福祉における民間企業との連携の実態を知る機会になると考えました。

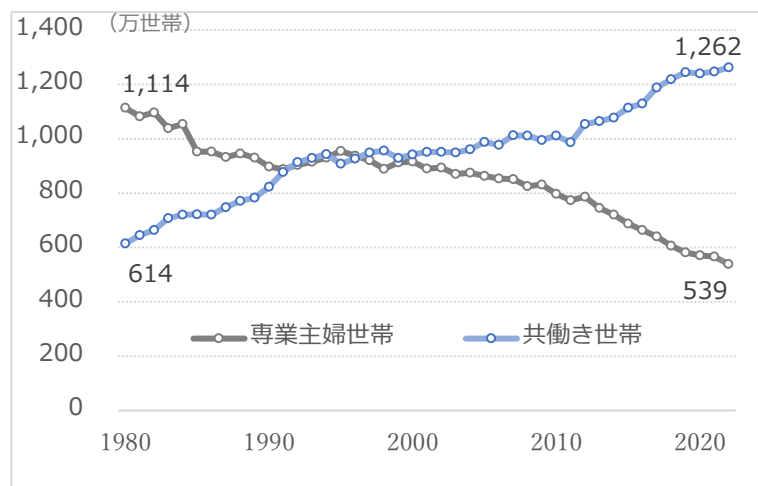


## 2. 事業ヒアリング（こどもの居場所づくり、連携企業（こども・若者ケアラー支援））

### （1）こどもの居場所づくり

#### ○子どもを取り巻く環境について

共働き世帯の年次推移（全国調査）では、1980 年からの 40 年間で共働き世帯が倍増しており、1990 年代には専業主婦世帯を共働き世帯が上回り、共働き世帯は急激に増加しています。働きながら子育てをする世帯が大多数の中で、保護者が家庭にいない間の子ども達の過ごし方が問われている一方、地域のつながりが希薄化する中で、家庭と学校以外で子どもが自分らしく過ごせる場所や地域のなかで子どもを見守る様々な人々と出会える機会が減少していると考えられます。



共働き世帯の推移

出典：1980～2001 総務省「労働力調査特別調査」  
2002～総務省「労働力調査(詳細集計) (年平均)」

#### ○神戸市における取り組み

神戸市では、地域での子どもの育ちを支援するため「こどもの居場所づくり」を推進しており、ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごす等の課題を抱える子どもたちも含め、すべての子どもたちが放課後等に食事や学習、団らん等を通して安心して過ごせる居場所を身近な地域に設置できるよう、実施団体の立ち上げや運営支援等を行っています。

#### 【こどもの居場所とは】

|                 |                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 子どもが安心して過ごせる場   | 子どもたちが自分の足で一人で行くことができ、安心して過ごせる場所。友達や地域の方との食事や学習等を通じて、様々な学びや体験の機会が得られる  |
| 地域で子どもを見守り、支える場 | 対象を限定せず、居場所に集うすべての子どもたちを地域で見守り、支えることで、子どもや家族の SOS の察知や孤食や孤立を防ぐことにもつながる |
| 多世代交流ができる場      | 年齢の異なる子どもや地域の方など、子どもたちが家族以外の人と接するきっかけとなり、地域の多世代交流にもつながる                |

神戸市内には、食事提供や学習支援を実施しているこどもの居場所が 327 か所あり（令和 6（2024）年 8 月時点）、そのほかにも様々な活動（工作教室など）を実施している場所もあり、地域福祉センターや自治会館、神社や教会、児童館や小学校など、地域の身近な場所において活動が実施されています。

市内でこどもの居場所づくりを実施している団体の実施場所や時間、内容などは、子育て応援サイト「こどもっと KOBE」で公開しているほか、こどもの居場所の活動団体や支援企業等が情報収集やマッチングを行えるプラットフォーム（こども地域応援ネットワーク KOBE）を WEB 上に整備しています。



子育て応援サイト「こどもっと KOBE」



こども地域応援ネットワーク KOBE

今回、東灘区で活動されている「東灘こどもカフェ」の皆さんの声を聞いてきましたので、ご紹介いたします。

## ○東灘こどもカフェ（東灘区）

### 基本情報・概要

子どもの夢・目標をサポートすることを目的に、商店街の近くに平成 24（2012）年に開設し、「食」と学習・文化活動・講座など、子どもを中心に世代を超えてその交流・親睦する機会を提供することで、多世代の参加者の、それぞれのペースと立場に合わせた夢と出番を応援しています。

### 主な活動（3 拠点）

#### ○こもれど（多世代交流居場所）

- ・昼食カフェの居場所、講座・イベント開催等

#### ○あたふたクッキング（配食活動、弁当販売）

- ・高齢者や子どもへの昼食配食活動

#### ○東灘甲南 3（エコリサイクル・バザー）

- ・生活困窮世帯への食料等支援活動

「食育」をテーマとしたこどもの居場所として立ち上げ、当初は週 3 日の活動でしたが、活動の輪が広がり、ほぼ毎日活動するようになりました。拠点も 3 箇所拡大し、現在は年間で約 5,000 人の方が利用され、子育て世代や高齢者なども集う地域の多世代交流の場に発展しています。

子どもから大人まで誰でも自由に活動できる居場所を運営し、この場を活用した各種講座、イベント、ワークショップを開催しているほか、阪神大震災後の炊き出しをきっかけとした活動の継続として高齢者や学童の子ども向けの昼食弁当の配達や、近隣の方から寄附してもらった不用品の店頭販売、生活が苦しい世帯を対象とした食料・日用品の提供など、多様な取組みを実施されています。

## ◎「東灘こどもカフェ」にお話を聞いて見えてきたこと

### ◆ヒアリング要旨

### ◇ヒアリングを通じての考察

### ◆多様な活動を継続できている理由

運営に参加されるスタッフの内訳は女性が7割と多く、年代性別の分布では70代・40代女性が最も多いものの、実際に常連として参加されるのは男性が多いそうです。また、初めて参加した方が短期間で運営にも関わるようになることが多いという特徴があり、参加者や運営メンバーの顔触れが入れ替わりつつ、10年以上活動が継続されており、なかには、講座を受講していた子どもが成長して、教える側の講師となることもあるそうです。

スタッフの多くはボランティアで運営されており、皆さん自分の出来る範囲で活動されているとのことです。また、子どもの笑顔が見られることで元気をもらえると話される方が多く、そのほかにも、これまで様々な取組みに挑戦して活動が発展してきたことが、社会から認められているという自信につながり、活動を継続するモチベーションになっているという方のお話も伺えました。

### ◆参加者の特徴、取組みの工夫

開設当初は公園で保護者にビラを配布するなどして周知していたのですが、参加された保護者が自発的に他の保護者にPRしてくれたり、子ども同士で誘い合って来てくれるようになったりして参加者が増えているそうです。人通りの多い商店街に近いという立地もあって、通行人に気軽に声をかけて、誰でも立ち寄れる居場所となっているとのことでした。

コロナ禍もあり子どもの利用者が減少したそうですが、子育てアドバイザーからの助言をもとに、子ども向けにボランティアや家のお手伝い等をするスタンプがたまってお菓子が貰えるというスタンプカード制度を始めると、この工夫によって、子どもが継続的に来訪するようになり、今では毎日30～40人もの子どもが居場所に来ようになっているそうです。

様々な講座やイベントを実施しているのも、子どもに様々な経験をしてもらいたい、学校では出来ない体験をしてもらいたいという思いからとのこと、子どもを中心に活動されている様子がうかがえました。



子ども向けスタンプカード





## ◆利用者アンケート、利用者の声

| 利用頻度                              | 週2以上 | 週1程度 | 週1以下 | 合計  |        |
|-----------------------------------|------|------|------|-----|--------|
| 回答人数                              | 41人  | 23人  | 3人   | 67人 | 100.0% |
| <b>1. 自分に何か良い変化はありましたか？（複数回答）</b> |      |      |      |     |        |
| ① ちょっと寄って話をする                     | 26人  | 16人  | 3人   | 45人 | 67.2%  |
| ② 前向き・生活にハリ                       | 16人  | 11人  | 1人   | 28人 | 41.8%  |
| ③ 日常生活が規則正しく                      | 4人   | 6人   | 0人   | 10人 | 14.9%  |
| ④ 出合いや外出が増えた                      | 20人  | 17人  | 2人   | 39人 | 58.2%  |
| ⑤ 身だしなみ・おしゃれに                     | 3人   | 7人   | 0人   | 10人 | 14.9%  |
| ⑥ 食事が美味しい・健康                      | 3人   | 9人   | 1人   | 13人 | 19.4%  |
| ⑦ 悩み事相談・解決                        | 1人   | 4人   | 0人   | 5人  | 7.5%   |
| <b>2. 周囲とのつながりは増えましたか？（複数回答）</b>  |      |      |      |     |        |
| ① 自分のことを気にかける                     | 13人  | 13人  | 2人   | 28人 | 41.8%  |
| ② 何かあれば相談できる                      | 19人  | 12人  | 2人   | 33人 | 49.3%  |
| ③ 会話する人が増えた                       | 8人   | 9人   | 1人   | 18人 | 26.9%  |
| ④ 一緒に趣味や地域活動                      | 13人  | 17人  | 1人   | 31人 | 46.3%  |
| ⑤ 相談相手ができ安心                       | 5人   | 6人   | 0人   | 11人 | 16.4%  |
| ⑥ 社会貢献の活動に参加                      | 15人  | 10人  | 1人   | 26人 | 38.8%  |

令和3（2021）年に参加者向けに実施したアンケートの結果では、活動に参加するようになり「ちょっと寄って話をする」（67.2%）「出合いや外出が増えた」（58.2%）等の何らかの良い変化があったとの回答された方が多く、周囲とのつながりが増えたとの回答も高い割合となっています。

ちょっと寄るところ、話をするところできた、というきっかけから、外出が増えて生活が前向きになったり、悩み事を相談できる信頼関係が醸成されたり、徐々に社会活動にも参加するようになるというように、居場所利用から社会貢献活動に発展することが多いそうです。

また利用されている子どもの保護者からは、下記のような意見が寄せられているとのことでした。

### 【保護者からの意見】

- ・お年寄りの方をはじめ幅広い年齢の人たちと話をし触れ合う事が出来た。
- ・家の手伝いを定期的にするようになった。
- ・4歳から5歳にかけての日々の成長を実感している。
- ・同年代の他の子を見ることができ、私の視野も広がっています。

参加する子どもにとって楽しく成長できる場所であるだけでなく、保護者にとっても他の子どもや幅広い世代の方との交流ができる拠り所になっている様子がうかがえました。

## ◆活動継続にあたっての課題、他の団体と共同での取組み

活動の継続にあたって資金確保には苦勞されているそうですが、当初は行政からの助成に加えて個人からの寄附がある程度だったものの、最近では周辺の NPO や民間企業からの支援や助成が増えてきているそうです。困窮世帯への食料支援についても、家庭で余っている食品の寄附による「フードドライブ」の支援も受けており、活動への応援が当初と比べて明らかに増えてきていると感じるそうです。

また、1 団体での活動には限界があることから、周辺の地域で同様の活動をされている約 10 団体と共同で近隣のホームセンターの一部のスペースを借りて、誰でも利用できる共通の居場所の取組みを始めたそうです。1 団体の負担が軽減するだけでなく、お互いの活動の情報交換もできて連携が広がっており、常設型の居場所が永続的に活動できるようなることを期待しているそうです。

## ◆継続して活動することで拾える課題、緩やかな関係性の強み

利用する子どものなかには、家庭内の兄弟間での暴力からの逃げ場として利用している子や、料理教室のイベントに顔を出してくれる不登校の子など、配慮が必要な子がいるそうですが、行政の支援窓口につなぐ等の必要なサポートはするものの、過度に干渉しないで見守るようにしているそうで、「ゆるやかな関係を維持して継続して関与すること」をスタンスとされているそうです。継続して長く付き合うことで、その人のひととなりや本音が分かるように、子どもについても少しの変化に気付けるようになり、学校や保護者の前では言わないような本音を話してくれるようになることがあるそうで、こうすることで深刻化する前に問題を早期発見できたり、問題を未然に防止することができるようになってきているとのことでした。

また、子どもだけでなく、あらゆる世代で悩みを抱えた方が多くなってきていると感じられているようで、悩みを抱えた中高年や高齢者が居場所に来て他の利用者や運営スタッフが悩みを聞いてもらうことで、問題の深刻化を未然に防ぐというような役割が益々求められてきていると実感するそうです。こうした役割の実現のために、ゆるやかだからこそ強い関係性を継続していきたいとのことでした。

## ◇地域でつながり支え合う

東灘こどもカフェのお話を伺うなかで、こどもの居場所が、子どものみならず幅広い年代の方や運営の担い手にとって、地域における交流やつながりを得られる場所として機能している事例があることが確認できました。

東灘こどもカフェでは、ゆるやかな関係性を継続することを努めてきた成果として、個々のケースへのきめ細やかな対応が可能となっているとのことで、地域のニーズを踏まえた居場所づくりが実践されていました。これは行政や公的機関では果たせない役割・機能であると考えられるため、地域生活・地域福祉を支える各主体が連携することが重要であることが確認できました。

地域特性にもよると考えられますが、子どもに限らず、保護者や高齢者などの地域住民が交流する場として広く活用されることで、地域そのものが安全・安心な居場所となることにつながっている事例が確認できました。

全てのこども食堂の取組みが、東灘こどもカフェのように、多世代の地域住民が常に交流する居場所となるように発展していない状況であるため、成功している取組みを参考にしながら、求められる支援を確認しながら、取組みが発展できるよう、活動しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えられます。

## （２）民間企業と連携した取組み（こども・若者ケアラー支援）

### ○神戸市におけるこども・若者ケアラー支援の状況

こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担により本人の育ちや教育に影響があるという問題があり、令和 6（2024）年 6 月には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーは国及び地方公共団体が各種支援に努めるべき対象であることが法律上明記されました。

神戸市では、令和 3（2021）年 6 月に全国初の「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」を開設し、学校、福祉、児童の関係者などの身近な方に対する研修等を通じた理解の促進を図ったり、主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくりを行うとともに、こども・若者ケアラー世帯への訪問支援などを行っており、初期段階での予防的支援にも取り組んでいます。



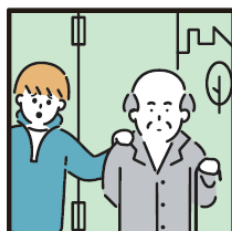
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

（こども家庭庁資料より）

### ○民間企業との連携

こども・若者ケアラーの支援には複数の関係機関が関与するケースが多く、当事者が直接窓口相談するハードルが高いことから、行政の取組みだけでは限界があるため、民間企業等の柔軟な発想による企画力や宣伝力などを活かした支援協力を得られるよう、積極的に民間企業との連携を推進しています。

具体的には、介護付き有料老人ホームを運営している介護事業者と、神戸市のこども・若者ケアラー相談・支援窓口が協力して就労支援などの独自支援に取り組んでいるほか、製薬会社と、こども・若者ケアラーに対する社会的認知の向上に協力して取り組んでおり、より多くの企業との連携の輪を広げるため、仕事を終えてから参加しやすい時間帯にヤングケアラーに関する映画の上映会とトークセッションを開催する等の取組みを実施されています。



今回、令和6（2024）年3月に、神戸市とこども・若者ケアラー支援を連携・強化するための連携協定を締結した株式会社チャーム・ケア・コーポレーションのヤングケアラー支援のプロジェクトメンバーの皆さんから話を聞いてきましたのでご紹介いたします。

#### 企業の概要・取組みの概要

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

：首都圏や近畿圏を中心に、介護付き有料老人ホームを運営している介護事業者

令和3（2021）年5月 社内でヤングケアラー支援チーム発足

令和4（2022）年8月 神戸市のこども・若者ケアラー相談・支援窓口と協力して独自支援を開始

こども・若者ケアラー当事者の居場所を運営しているNPO法人と協議して、居場所の備品等を定期的に寄贈したり、神戸市との連携により就労支援などの下記の3項目の独自支援を行っています。

|   |                            |                                                                              |
|---|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <b>レスパイト支援</b><br>—息抜き支援—  | 学習や気分転換など一時的に自宅を離れたい、自宅で自由に過ごしたいケアラーと介護認定を受けたご家族さまに対し、当社運営ホームの居室や食事などを無料提供   |
| 2 | <b>中間的就労支援</b><br>—就労訓練支援— | 家族のケアにより就労が困難な状況にある現・元ケアラーに対し、就労の機会および将来の一般就労へ向けた就労訓練として、当社運営ホームでのアルバイト就労を支援 |
| 3 | <b>奨学金支援</b><br>—代理返還支援—   | 就学中のケアラーの経済的・心理的な負担を軽減し、20代のキャリア創造期を自身の成長に向け、より安心して仕事に専念してもらう環境の提供           |

「2 中間的就労支援」として、2024年8月時点で、累計で神戸市より5人を紹介し4名が就労中



他にも、スクールソーシャルワーカーと協力してこども・若者ケアラーを含む子ども達に、運営するホームで調理や接客を行うカフェを運営するイベントを開催する取組みも等も行っています。

#### ◎(株)チャーム・ケア・コーポレーションにお話を聞いて見えてきたこと

##### ◆支援に取り組むきっかけ、神戸市との連携の経緯

##### ◆ヒアリング要旨

##### ◇ヒアリングを通じての考察

社内の有志により、会社でECサイト等において物品を購入する際に貯まったポイントを社会貢献に活用できないか検討したことがきっかけで、介護事業者として子どもが高齢者の介護を行うような状態を見過ごせないという思いもあり、ヤングケアラーの支援に取り組むようになったそうです。当初はど

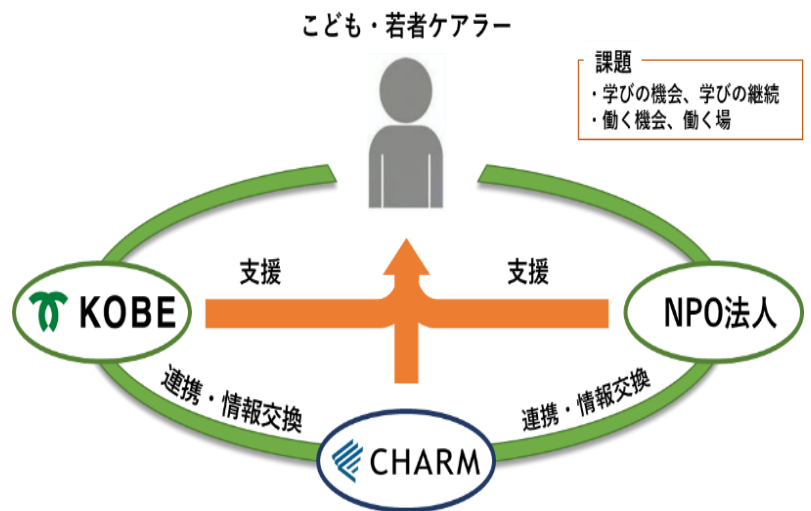
のようにアプローチして良いか手探り状態だったところ、令和3（2021）年に神戸市が全国で初めてこども・若者ケアラーの相談支援窓口を作るという報道を見かけ、新聞記者経由で担当部署に連絡したことが、神戸市との連携の始まりだったそうです。

行政やNPO法人などの関係者から話を聞き、会社の資源や施設を利用して、介護事業者として何ができるか、当事者からはどういった支援が求められているかを検討して、具体的に3つの支援を神戸市に提案するかたちで神戸市と連携した取組みを実施するようになったそうです。

#### ◆取組にあたり苦労したこと

有志メンバーによるボトムアップで始めた取組みだったので、会社としての活動として位置づけるまで苦労されたそうで、徐々に取組みの実績を積み重ねられたとのことでした。取組みにかかる経費の支援をどうするのかといった社内ルール作成に苦労されたほか、実際に就労支援として当事者の就労訓練を受け入れる施設の老人ホームの現場において、配慮が必要な相手であることや、サポートに負担がかかることを啓発して理解を得るのが大変だったそうです。

ただ、介護事業者であり、介護福祉の分野の企業であるため、従業員に潜在的に問題意識を持っているという土壌があり、活動をしていくなかでスタッフから自発的に手伝いたいという声もあがるようになっていったそうです。



#### ◆取組みを継続できている理由

取組みを継続するうえで、支援対象のこども・若者ケアラーが就労支援等を通じて成長する姿が見られることが印象深く、取組みのモチベーションにつながっているそうです。現場のスタッフからも介護職を目指した初心を思い出した等の感想が聞かれ、企業の本来の業務に対しても良い効果が見られるようになっているそうで、介護人材の確保に課題があるなか、従業員の離職防止にも役立っているとのことでした。

活動を継続できているのは、NPOとの連携だけではなく行政と連携できたことが要因になっているほか、はじめから手を広げ過ぎず出来ることを丁寧に進めたことが良かったと感じているそうです。

また、他の行政機関に対して連携を提案した際には、まだ行政側の体制が整っていないこともあり、「違う部署のことなので分からない」や「担当部署がないので対応できない」と断られたり、NPOに連絡するよう勧められたりして、連携を進めることが出来なかった場合が多かったそうです。

民間企業として行政と連携する際に、神戸市のように分野の専門の部署があり窓口が集約されている

ことが、大変有難い状況だったとのことでした。

#### ◆民間企業の強みを活かした取組みと連携拡大

行政や NPO では出来ない民間企業だからこそできる取組みを打ち出していきたい、と考えておられ、取引先と企業連携をすれば出来る事が広がるはずなので、さらに新しい取組みができる可能性があるとのことでした。行政からの助成や委託を受けるという制度設計をすると時間がかかるので、スピード感をもって取組むため、民間企業が自らの費用でスタートするほうが良いと考えているとのことでした。

また、他の業態の取引業者から、社会貢献活動をしたいが、何をしたら良いか分からない、どうやったら良いか分からない、という話をよく聞くそうです。介護事業者であるから出来ることがあるように、それぞれの企業の専門分野の特色を出して取り組める内容があるはずで、そこに至るまでの気付きが出来ていない状況にあるのではないかとのことでした。そのため連携の先行事例をパッケージとして周知することができれば、行政と民間企業の連携を更に拡大することができる可能性があると感じているそうです。

#### ◇民間企業との連携による好循環

今回、行政と連携した取組みを実施している民間企業からのお話を通じて、比較的新しい福祉課題であっても、民間企業において丁寧に取り組むことで市民福祉向上につながる取組みを自発的に発展させて、継続されている事例があることが分かりました。

また、民間企業の特性を活用した取組みを行うことで、企業のイメージアップに繋がるだけでなく、企業の従業員のモチベーションアップ等の良い効果が出ている事例があることも分かりました。

行政と民間企業との連携により取組みを継続させる可能性があることを改めて確認できたとともに、企業側に市民福祉活動の情報が不足しているため、民間企業と行政等の連携事例の周知に努めたり、連携にあたって対応窓口を行政が集約することで、民間企業との連携を更に広げていける可能性があることが分かりました。

こども・若者ケアラーについては、認知度が少しずつ向上している傾向にありますが、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造になっており、社会的認知度の向上が課題となっています。このような構造に対応するためにも、市民・事業者・行政といった多様な主体が連携して意見交換や啓発、支援活動に取り組んでいく必要があり、民間事業者との連携についても積極的に推進していく必要があると考えられます。

### 3. まとめ

限られた事例へのヒアリングですが、子どもを中心とした地域の居場所づくりを実践されていることも食堂の取組みと、こども・若者ケアラー支援について行政等と連携して取組みを実施している民間企業のお話を伺い、貴重な現場の声を聞くことができました。

こども食堂からの話では、こどもの居場所が子どものみならず幅広い年代の方の地域の居場所となっている事例があることや、運営の担い手にとってやりがいを感じることができる場所となっており、地域における交流やつながりを得られる場所として機能している事例があることが分かりました。

また、課題が深刻化する前に対応するため、ゆるやかな関係を継続して個々のケースに細やかに対応するといった取組みをされているといった話を伺うことができ、地域のニーズや特性を踏まえた居場所づくりが実践されている事例があることが確認できました。

こうした取組みを広げるためには、行政が実施団体の立ち上げ運営支援を行うだけでなく、NPO や民間企業からの支援や、実施団体同士の連携を活用していくことが必要だと考えられます。行政として、活動をしたい方や活動中の方と、活動を応援したい方とのマッチングを行ったり、活動の周知をはかることで、活動しやすい環境づくりを推進することが、より重要になると考えられます。

民間企業からの話では、新しい福祉課題において行政や NPO だけでなく多様な主体が連携して自らの強みを活かした取組みが実践されている事例があり、民間企業との役割分担による連携の推進が重要であることが確認できました。

また、社会貢献活動として市民福祉・地域福祉活動に民間企業が参加する事例は徐々に増えつつありますが、民間企業との更なる連携を推進するにあたって、企業との協議にあたって行政の対応窓口を集約することが重要であったり、社会貢献活動のきっかけづくりが必要であると考えられることから、先行事例を周知することで更なる連携につながる可能性があることが認識できました。

こども・若者ケアラーへの支援だけでなく、多くの福祉課題において、行政だけの取組みでは限界があるため、民間企業をはじめとする多様な主体と連携して対応することが必要になります。多様な主体による連携を広げるため、行政から社会貢献活動を実施しようとする民間企業等に対して必要な情報を提供したり、必要とされる支援を把握するために協議を進めることで、それぞれの特性や強みを活かすことが求められます。

本計画では、基本理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現に向けて、3つの方向性による推進を定めています。方向性1「みんなが参加、行動できる人づくり」では市民一人ひとりの参画を、方向性2「安心を保障できる仕組みづくり」では福祉サービス基盤の整備・サービスの提供を、方向性3「人と人がつながり支えあう環境づくり」では協力・連携の大切さを示しているところです。

今回のヒアリングを通じて、地域に密接した活動を継続して行うことを通じて、課題の早期発見につながったり、子どもを中心とした地域のつながりが広がることで、それぞれが活躍できる居場所が生まれて、お互いを支えあっている状況にあることが分かりました。

また、更なる連携を広げるための行政側の課題はまだあるものの、行政や NPO の活動を軸として民間

企業の専門分野や民間企業の強みを活かした支援が始まっており、多様な主体による取組みが広まりつつある状況は、基本理念であるソーシャル・インクルージョンの実現が進んでいると考えられます。

こうした取組みが継続、定着、展開するような支援は、地域での安心した生活や市民一人ひとりの孤独感の減少、幸福感の上昇につながり、ソーシャル・インクルージョンの実現に貢献していくものであると評価できました。

そのため、市民の地域活動が継続するような環境づくりや、多様な主体による取組みの拡大が、これまで以上に求められると考えられます。

| こどもの居場所づくり                                                                                               | こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）支援                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| （質的指標）<br>・自分らしくいられる場所である<br>・ボランティア活動が生きがいになっている<br>・意見交換・活動の場                                          |                                                                                              |
| ・社会とつながることができる（安心感）<br>・多様な人・機関との連携                                                                      |                                                                                              |
| （量的指標：令和5年度）<br>・補助金交付団体数：116 団体<br>・活動団体や支援企業等が情報収集やマッチングを行うことができる WEB 上のプラットフォーム（こども地域応援ネットワーク KOBE）整備 | （量的指標：令和5年度）<br>・相談窓口での実相談件数：82 件<br>・交流・情報交換の場の設置数・開催回数・参加者数：設置数 1 か所、開催回数 12 回、参加者数のべ 58 人 |

基本理念の実現につながる

- ・市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができる
- ・自分自身の生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らしていくことができる
- ・市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、福祉の輪をひろげている
- ・困っていることを伝えられ、孤立を防ぐことができる

⇒ 市民福祉の推進

方向性【1】「みんなが参加、行動できる人づくり」  
方向性【2】「安心を保障できる仕組みづくり」  
方向性【3】「人と人がつながり支えあう環境づくり」

視点（1）参加しやすい地域づくり  
視点（1）各分野施策を横断化する包括的な総合支援体制の整備  
視点（1）地域活動主体の連携を強化する取組み

視点（2）参加の継続と定着を促進（活動の支援）  
視点（2）その人らしい暮らしの実現への取組み  
視点（2）地域共生社会の促進（音楽）

| 方向性 | 視点  | 項目          | 事業                    | 事業概要                                                                                                   | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 量的指標                        | 量的指標の実績（R3）                                                                          | 量的指標の実績（R4）                                                                          | 量的指標の実績（R5）                                                            | 決算額（R5）                                                           |
|-----|-----|-------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 【1】 | （1） | 集まりやすい環境づくり | 地域見守り・支え合いシステム        | 生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置し、見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。        | 各区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを、各あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置し、地域の民生委員や友愛訪問ボランティアをはじめとする地域団体と連携・協働を図りながら住民相互に見守り・支え合いができるコミュニティづくりを支援している。<br>また、電話での見守りをするテレホンサポート事業や、ICTを活用した見守りサービス事業により見守り活動を補完している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | テレホンサポート事業利用者数等             | 【テレホンサポート事業の実績】<br>利用者数：170人<br>年間開設延べ日数：737日<br>【ICT見守り実績】<br>ガスメーター：32人<br>センサー：3人 | 【テレホンサポート事業の実績】<br>利用者数：162人<br>年間開設延べ日数：737日<br>【ICT見守り実績】<br>ガスメーター：18人<br>センサー：3人 | 【テレホンサポート事業の実績】<br>利用者数：175人<br>年間開設延べ日数：826日<br>【ICT見守り実績】<br>センサー：3人 | 【地域支え合い体制事業】71,727千円<br>※事業統合のためR3年より変更<br>【地域見守り体制支援強化事業】1,408千円 |
| 【1】 | （1） | 集まりやすい環境づくり | 介護予防・日常生活支援総合事業       | 一般介護予防事業（地域拠点型、つどいの場支援事業）により楽しみながら介護予防を継続する                                                            | つどいの場支援事業については、コロナが5類感染症に移行したこともあり、運営補助229団体（うち年度内廃止14団体）から申請を受け付け、令和4年度の206団体と比較し、前年度比約111%に上った。新規団体が申請されるなど、申請団体数が増加したことから、補助金額は増額したが、令和4年度と比較し、1団体あたりで比較した補助対象経費の使途割合は大きな変化はなかった（R4年度・R5年度ともに補助対象経費のうち50%近くが会場使用料）。併せて、コロナ等で活動休止を余儀なくされる回数が増加したこと、各団体において安定的に回数をこなすことはできず、参加者数の増に伸び悩んでいる団体もあり、新規参加者をどのように取り込んでいくのか、広報の方法を含め今後の課題である。<br>地域拠点型一般介護予防事業についても、給食の提供、実施時間等コロナ禍以前の実施形態に戻り、地域に根差した介護予防活動に取り組むことができた。高齢化による利用者数減少やスタッフの抱い手不足により、事業の継続ができなくなる団体があり、実施団体数は減少傾向にある。要支援・要介護認定のある高齢者も身近な通い慣れた場所に合うことで地域とのつながりを継続でき、見守り支え合う関係ができている。 | つどいの場支援の補助団体数               | 【つどいの場支援の補助団体数】<br>171団体（内16団体年度内廃止）                                                 | 【つどいの場支援の補助団体数】<br>208団体（内9団体年度内廃止）<br>【地域拠点型実施団体数】<br>55法人95か所                      | 【つどいの場支援の補助団体数】<br>229団体（内14団体年度内廃止）<br>【地域拠点型実施団体数】<br>55法人92か所       | 【つどいの場支援事業】12,327千円<br>【地域拠点型一般介護予防事業】121,752千円                   |
| 【1】 | （1） | 集まりやすい環境づくり | 介護予防カフェ               | ネスレの知見やバリスタを利用し、高齢者の集いの場の立ち上げ支援を行うことで、支え合う地域づくりを目指す。                                                   | ・ネスレ日本と連携し、新拠点上げや継続支援を行っている。<br>・4年ぶりに介護予防カフェの新規説明会を開催するとともに、既存カフェの継続支援として引き続き交流会を開催した。令和5年度は介護予防カフェ10周年にあたるため、10年目の団体に感謝状を贈呈し、交流会参加団体にはグループ名を記載した記念品を贈呈した。<br>・また、カフェマネージャーのモチベーションアップを目的に、介護予防カフェ通信を発行し、10年目と新規の団体の紹介、新規説明会や10年目交流会の報告を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 立上げ数(R5までに100か所)<br>(R2:81) | 立上数：81か所                                                                             | 立上数：82か所                                                                             | 立上数：82か所                                                               | 50千円                                                              |
| 【1】 | （1） | ボランティア活動の推進 | ボランティアセンター            | 各区社協にボランティアセンターを設け、ボランティア活動の推進を図る。市社協内にボランティア情報センターを設け、全市的に推進するとともに区ボラセンの支援・調整を行う。                     | 各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティアコーディネートを実施し、市民によるボランティア活動の推進に取り組んだ。また、神戸市社会福祉協議会が運営するボランティア情報センターでは、「ボランティア情報システム」の運用を通じてボランティアに関する情報管理の効率化を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ボランティアコーディネート数<br>（マッチング数）  | 736件                                                                                 | 583件                                                                                 | 1,047件                                                                 | 113,606千円                                                         |
| 【1】 | （1） | ボランティア活動の推進 | 拠点児童館におけるシニアボランティアの養成 | 各児童館（総合児童センター含む）において、子育てを経験した団塊の世代等を「シニアサポーター」（ベビーシッター等）として養成を行う。また、年度末に各シニアサポーターに対してフォローアップ講座を実施している。 | 子育て経験が豊富なシニア世代に向けて、乳幼児の子育て専門講座を実施するなど、シニアサポーターの増員・定着に努めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | フォローアップ講座受講者数               | 102人                                                                                 | 88人                                                                                  | 72人                                                                    | 39,929千円                                                          |
| 【1】 | （1） | ボランティア活動の推進 | ファミリー・サポート・センター       | 仕事や急な用事などで子どもの世話ができない子育て中の家族を、一時的、臨時的に地域の人々が応援（サポート）する会員同士の相互援助活動                                      | 公式LINEや子育て関連施設での制度の案内などにより、広報周知に努めた。また、依頼会員や協力会員にかかる正確な情報把握と収集作業の効率化を図るため、支援システムの活用を行った。引き続き会員同士のマッチング作業をスムーズに行える環境を整えるとともに、利用者の利便性向上を図っていく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 実績数<br>確保人数                 | 395団体<br>50,390千円                                                                    | 活動件数：11,358件<br>依頼会員数：4,304名<br>協力会員数：1,509名<br>両方会員数：271名                           | 活動件数：10,701件<br>依頼会員数：4,778名<br>協力会員数：1,499名<br>両方会員数：263名             | 24,077千円                                                          |
| 【1】 | （1） | ボランティア活動の推進 | シルバーカレッジ              | 「再び学んで他のために」を理念と掲げ、高齢者の生涯学習を実施                                                                         | 学生全員が居住地の小学校区で58の地域交流グループを編成し、小学校や地域からの要請に基づいて活動した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ボランティア活動延べ人数                | 40,508人                                                                              | 44,937人                                                                              | 59,684人                                                                | 131,784千円                                                         |



| 方向性 | 視点  | 項目          | 事業                 | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 取組み状況 (R5)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 量的指標                              | 量的指標の実績 (R3)                                                                                                  | 量的指標の実績 (R4)                                                       | 量的指標の実績 (R5)                                                        | 決算額 (R5)  |
|-----|-----|-------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【1】 | (2) | 民生委員活動の支援   | 民生委員活動のスキルアップ      | 地域のひとり暮らしの高齢者や障害者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を行う。市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図る。                                                                                                                                                                                                                     | ・単位民生委員児童委員協議会会長・副会長研修<br>・中堅民生委員・児童委員研修<br>・主任児童委員研修<br>・児童委員研修<br>・民生委員・児童委員スキルアップ研修①②<br>・新任民生委員・児童委員研修（欠員補充）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 研修回数                              | 7回<br>(内1回は、コロナ禍拡大のため直前中止)                                                                                    | 7回                                                                 | 8回                                                                  | 1,800千円   |
| 【1】 | (2) | 民生委員活動の支援   | 民生委員の負担軽減          | 地区内における民生委員の制度や職務の周知を具体的に展開し、活動しやすい環境整備に向けて支援強化を図っていき、なり手不足の解消につながるように、活動環境の整備を図る                                                                                                                                                                                                                                      | ・活動にかかる実費弁償額を大幅に拡充（80,200円⇒130,200円/年・一般委員）<br>・欠員が生じている区域を補完する民生委員への実費弁償額の追加支給（新設）36,000円/区域<br>・民生委員支援員制度の設置要件について広く活用できる制度となるよう緩和<br>・民生委員活動の周知（市独自のリーフレット・チラシを新たに作成・配布）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 実費弁償費（決算額）                        | 198,622千円                                                                                                     | 197,523千円                                                          | 319,803千円                                                           | 319,803千円 |
| 【1】 | (2) | 地域活動への参画の促進 | 地域コミュニティ施策         | 地域の実情に応じて、本庁と区役所などが企業、大学、NPOなど様々な力を活用し、地域コミュニティ施策を推進。現在の基本指針の目標等を継続して取り組みながら、社会情勢の変化に対応するため、新たな方針の策定に向けて議論を進めている。                                                                                                                                                                                                      | 地域コミュニティ施策の基本指針に基づき、多様な地域特性に応じて、地域活動への支援など地域コミュニティ施策の推進に努めている。<br>①神戸市内の地域課題に取り組むNPO等の団体活動に対する補助制度「地域課題に取り組むNPO等補助金」において、145団体を採択して助成を行った。<br>②「地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援」として団体が自立して活動を継続できることを目指し、運営基盤の強化を図るため、相談窓口の設置とセミナー等の実施をそれぞれ認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸と公益財団法人ひょうごコミュニティ財団に委託した。<br>③地域団体・NPO等とボランティアをつなぐボランティアマッチングサイト「ぼらくる」の令和6年度開設に向けてシステムを構築した。<br>④自治会等の地域団体が所有する集会施設について、10団体の申請に基づき、バリアフリー化や補修等の工事費について補助を行った。<br>⑤令和4年度に開催した「地域福祉センターに関する検討委員会」の意見を踏まえ、地域福祉センターの指定管理者である各地域のふれあいのまちづくり協議会と他の活動主体とのマッチングによる共催事業（若年世代をターゲットにした事業の推進など）を展開し、多世代交流の場の創出やセンターの活用促進に取り組んだ。（69箇所、107事業） | —                                 | —                                                                                                             | —                                                                  | —                                                                   | 99,893千円  |
| 【1】 | (2) | NPO支援       | NPO法人設立・運営への支援     | NPO法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPO法人の設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行っている。                                                                                                                                                                                                          | NPO法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸）に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPO法人の設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | —                                 | —                                                                                                             | —                                                                  | —                                                                   | 6,654千円   |
| 【2】 | (1) | 介護サービスの提供   | 介護人材の確保            | ・国や県が実施している福祉人材確保と連携・調整を図りながら、引き続き、市独自の施策として高齢者介護士認定制度、同制度合格者に対するキャリアアップ支援事業、新規採用職員に関する住宅手当補助事業、潜在的介護職員の復職を支援する講習の実施、介護現場への外国人受入れ制度のセミナーの開催、介護職員の安全対策の支援など、「人材確保」・「定着」・「育成」の3本柱による施策を進めていく。<br>・今後重要となる外国人介護人材の受入促進・受入後の更なる支援体制構築について検討していく。<br>・介護ロボット・ICT・AIの活用推進について庁内の関係部署と連携し、介護サービス事業所の業務効率化・労働環境の改善を図っていくことも必要。 | ・キャリアアップ支援金<br>高齢者介護士認定制度合格者が介護福祉士国家資格を取得するまで（最長5年）、支援金（10,000円/月）を給付する。<br>（令和5年度対象者：79名）<br>・住宅手当補助事業<br>新たに介護職員を採用した法人に対し、住宅手当支給額等の一部を補助（上限14,000円/月）する。（令和5年度対象者：85事業所、対象者377名）<br>・潜在的介護職員の復職を支援する講習<br>介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修修了者等で、将来復職することを検討している者を対象に、最近の制度改正動向、移動助動、着脱助動、排泄助動等、知識や技術について講習を実施。<br>（令和5年度実績：36名）                                                                                                                                                                                                                                                            | 再就職セミナー受講者数                       | 潜在的介護職員の復職を支援する講習：11人（3回）                                                                                     | 潜在的介護職員の復職を支援する動画配信：再生回数18回                                        | 潜在的介護職員の復職を支援する講習：36人（2回）                                           | 43,461千円  |
| 【2】 | (1) | 介護サービスの提供   | 地域包括ケアシステム（地域ケア会議） | 地域住民、福祉医療関係者（ケアマネ等）など地域に関係するすべての方が参加対象                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 高齢者の課題を含めた地域課題の把握や、課題解決のための地域づくり・資源開発について、あんしんすこやかセンターレベル、区レベル、市レベルで検討を行った。<br>地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：9区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：198回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 地域ケア会議開催数（あんしんすこやかセンター主催、区主催、市主催） | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：7区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回<br>（※新型コロナウイルス感染症の影響により、区・センター主催の開催回数が減少） | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：7区 7回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：203回 | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：9区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：198回 | 2,925千円   |

| 方向性     | 視点      | 項目          | 事業                           | 事業概要                                                                                                                                     | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 量的指標                                                          | 量的指標の実績（R3）                                                                                                                                              | 量的指標の実績（R4）                                                  | 量的指標の実績（R5）                                                                                                                            | 決算額（R5）                                                                                                                              |
|---------|---------|-------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【2】     | （1）     | 介護サービスの提供   | 医療・介護の一体的サービス                | 在宅要介護高齢者への定期巡回・随時対応型訪問介護サービス。サービスの整備拡大と普及啓発を図るため、引き続き事業所の公募とケアマネジャー等への普及啓発を実施する。                                                         | ・令和5年度の公募で3事業者選定（1事業者辞退）<br>・県事業者連絡会主催の情報交換会について、市内定期巡回・随時対応型訪問介護サービス事業所へ周知協力を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —                                                             | —                                                                                                                                                        | —                                                            | —                                                                                                                                      | 290千円                                                                                                                                |
|         |         | 障害福祉サービスの提供 | 障害者相談支援センター（旧：障害者地域生活支援センター） | 障害者の相談対応<br>障害者、障害児及びその家族等から様々な相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等を行うとともに、処遇困難ケースの対応などを行う。<br>その他、地域の中心的役割を担う機関として、計画相談支援を含む地域の事業者等への専門的な指導・助言をしている。 | 障害者相談支援センターまで相談に来ることが難しい障害者に対し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの利用調整など必要な支援を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 106件<br>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 4件 | ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 81件<br>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 8件                                                                                             | ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 70件<br>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 6件 | 313,923千円                                                                                                                              |                                                                                                                                      |
|         |         | 障害福祉サービスの提供 | 障害者地域生活支援拠点（旧：障害者支援センター）     | 障害者の相談対応に加え、通所サービスや短期入所における緊急受入、障害者見守り支援、災害時の要介護者支援体制の構築などを行う。                                                                           | 令和5年度の第32回神戸市自立支援協議会運営協議会にて、「運営状況の検証および検討」を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ・地域生活支援拠点の整備数 9カ所                                             | ・地域生活支援拠点の整備数 9カ所                                                                                                                                        | ・地域生活支援拠点の整備数 9カ所                                            | 677,005千円                                                                                                                              |                                                                                                                                      |
|         |         | 【2】         | （1）                          | 子育て環境の確保                                                                                                                                 | 保育人材の確保・定着                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 処遇改善、6つのいいね（給料、家賃、奨学金、保育料、パート、学び）                             | ・保育人材の確保・定着促進にかかる一時金の交付を実施。市内保育所等に勤務する1～2年目の保育士に30万円、3～7年目の保育士に20万円を支給した。<br>・保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の交付を実施。保育所等が1～7年目の保育士等のための宿舍を借り上げる費用について、月額10万円までの補助を行った。 | いいね！項目の実績<br>→毎年、HPを更新                                       | ①給料 2,564名<br>②家賃 1,104名<br>③奨学金 621名<br>④保育料 103名<br>⑤パート 52名<br>⑥学び<br>・保育士資格取得 8施設 10名<br>・養成校卒業による資格取得 6施設 6名<br>・キャリアアップ研修 1,380名 | ①給料 1,928名<br>②家賃 1,281名<br>③奨学金 684名<br>④保育料 92名<br>⑤パート 40名<br>⑥学び<br>・保育士資格取得 7施設 8名<br>・養成校卒業による資格取得 1施設 1名<br>・キャリアアップ研修 1,457名 |
| 福祉情報の提供 | 神戸ケアネット |             |                              | 認知度と使いやすさの向上（リンクの貼り方やカテゴリーの工夫）<br>文言の見直し、ページ階層の見直しを行った。                                                                                  | HP総点検を実施。<br>前年度同様、アクセス数を目安にページ数の削減。<br>文言の見直し、ページ階層の見直しを行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —                                                             | —                                                                                                                                                        | —                                                            | —                                                                                                                                      | 0千円                                                                                                                                  |
| 【2】     | （1）     | 福祉情報の提供     | 子育て情報の発信                     | 子育て応援サイト「こどもっとKOBE（旧：ママフレ）」やこうべ子育て応援LINE、こどもっとKOBEくらぶ（旧：KOBEママフレ部）などを推進                                                                  | ・神戸がもっと子育てしやすく、子育てに笑顔があふれるように、子育て中の方をはじめ、神戸全体で子育て・子育て支援に取り組んでいきたいという想いを込めたロゴマーク「こどもっと KOBE」を令和4年度に作成し、子育てに関して統一感があり親しみやすい広報に取り組んできた。<br>・「こどもっとKOBE」の統一的なブランディングのもと、リニューアルした子育て応援サイト「こどもっとKOBE（旧：ママフレ）」を中心に、「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信した。<br>・市民目線で子育て情報を発信する「こどもっとKOBEくらぶ（旧：KOBEママフレ部）」を活用し、神戸市で実際に子育てをする部員による子育て情報の発信と、市の子育て支援に関する情報を織り交せて展開した。<br>・「こうべ子育て応援LINE」では、妊娠中から3歳の誕生日を迎えるまでのこどもがいる方を対象に、妊娠生活や育児のアドバイスを配信した。 | —                                                             | —                                                                                                                                                        | —                                                            | —                                                                                                                                      | 19,267千円                                                                                                                             |
|         |         | 包括的な相談体制    | 地域福祉ネットワーク事業                 | 制度の狭間や社会的孤立など複雑多様化する福祉課題について、地域で解決できる地域ネットワークづくりを行う「地域福祉ネットワーク」を配置し、地域での役割や居場所づくりを進め、生活困窮者等の多様な支援の出口の創設や地域づくりを行う                         | 制度の狭間や既存の制度等では解決が困難な福祉課題について、分野を超えた様々な関係機関とのネットワークにより早期にニーズをキャッチし、連携して解決に向けて取り組んだ。また、地域福祉ネットワーク事業の実績管理システムを一新し、業務実績の見える化を通じて、支援体制の強化の体制づくりに取り組んだ。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 新規相談件数                                                        | 723件                                                                                                                                                     | 763件                                                         | 837件                                                                                                                                   | 159,747千円                                                                                                                            |
| 【2】     | （1）     | 包括的な相談体制    | くらし支援窓口                      | くらし支援窓口では、生活困窮者からの相談を広く受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施している                                                                            | 専任の相談員が様々な理由で経済的にお困りの状況についてお聞きし、相談支援や、ハローワークと連携した就労支援、家計管理に関する相談、また相談の内容によっては他の窓口へつなぐなど、解決に向けて寄り添った支援を実施した。コロナ禍で爆発的に増加した新規相談件数は徐々に落ち着いてきているものの、コロナ前の件数には戻っていない状況。<br>【新規相談件数】<br>令和元年度：2,234件（コロナ前）<br>令和2年度：17,232件<br>令和3年度：9,952件<br>令和4年度：3,390件<br>令和5年度：2,861件                                                                                                                                                                  | 個別支援を実施したもののうち、自立に向けた目標の達成などにより支援を終える割合                       | プラン作成件数：911件<br>結案件数：628件                                                                                                                                | プラン作成件数：800件<br>結案件数：598件                                    | 「神戸2025年ビジョン」のKPIに合わせて実績の集計方法を変更<br>プラン作成件数：441件<br>結案件数：237件<br><br>※前年と同じ集計方法<br>プラン作成件数：677件<br>結案件数：556件                           | 244,230千円                                                                                                                            |

| 方向性 | 視点  | 項目               | 事業             | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 量的指標                                                                                                                                      | 量的指標の実績（R3）                                                           | 量的指標の実績（R4）                                                            | 量的指標の実績（R5）                                                             | 決算額（R5）  |
|-----|-----|------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 【2】 | （1） | 包括的な相談体制         | 住居確保給付金        | くらし支援窓口を利用する方のうち、離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、3ヶ月間を限度に家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                 | コロナの影響により爆発的に増加した支給決定件数は徐々に落ち着いてきているものの、コロナ前の件数には戻っていない状況。<br>【支給決定件数】<br>令和元年度：123件<br>令和2年度：2,910件<br>令和3年度：1,442件<br>令和4年度：594件<br>令和5年度：180件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 支給決定件数                                                                                                                                    | 1,442件                                                                | 594件                                                                   | 180件                                                                    | 50,324千円 |
| 【2】 | （1） | 包括的な相談体制         | 家計改善支援事業       | H28年度から、くらし支援窓口を利用する生活困窮者を対象に家計相談支援事業を実施し、専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じている。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援している。令和元年度からは、対象を生活保護世帯にも拡大している。                                                                                                                                                                                    | 家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等を対象に専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かい支援を実施した。また、物価高の影響を受け、家計改善支援事業の利用件数は増加傾向にある。<br>【利用件数】<br>令和元年度：251件<br>令和2年度：313件<br>令和3年度：371件<br>令和4年度：404件<br>令和5年度：449件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 利用件数                                                                                                                                      | 371件                                                                  | 404件                                                                   | 449件                                                                    | 26,016千円 |
| 【2】 | （1） | ひきこもり支援室の運営      | ひきこもり支援室の運営    | 増大する相談需要へ対応するため、令和2年2月3日に、ひきこもり支援の中核を担う「神戸ひきこもり支援室」を開設。<br>当室は、①複雑多様な課題に適切に対応できる、ワンストップ型の相談窓口であり、②各関係機関とのネットワークを構築し相談情報の一元化と情報連携を進める。また、③ひきこもりに特化した第一次相談窓口であるとともに居場所の設置等総合支援拠点となる。<br>令和2年度からは本格稼働し、拠点型・アウトリーチ型双方の利点を活かしながら相談者に寄り添う相談支援業務に加えて、区での定期相談会や就労支援等の事業を実施している。<br>令和3年10月22日に有識者から成るひきこもり支援連絡会を開催し、開設後1年間の評価として「効果は明らか」「就労だけではなく多様な社会参加支援を」とのご意見をいただいている。 | ・R5年度相談件数は3,065件、相談実人数は458人<br>・区役所での定期相談会は227回開催、相談件数は143件<br>・精神科医師等からなる専門職チーム派遣は48件(32人)、うち訪問39件(11人)<br>・当事者居場所は24回228人参加。うち、バーチャル空間での開催は12回113人参加。<br>・家族教室は3コース（12回）26家族36人が参加。「8050」家族教室1回42人参加。「青少年期向け」家族教室1回30人、後日オンライン視聴105人<br>・家族の居場所は12回70人参加<br>・学校担当ソーシャルワーカーによる支援は152人<br>・就労支援は5人支援（内1人就職）<br>・ハローワーク連携支援8人就職<br>・市民向けオンライン講演会139人受講、サポーター養成講座入受講18人受講<br>・サポーター派遣は、5人を延べ25回派遣<br>・分身ロボット（OriHime）を活用した当事者居場所体験は2件<br>・しあわせの村内農福連携事業を活用した農業体験に9人395回参加<br>・障害者地域活動支援センターや区社会福祉協議会が運営する居場所へ8人参加 | ・研修会、講習会開催数：13回（令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み）<br>・サポーター登録数：93人（令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み）<br>・ひきこもり状態にある就職氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：33人（令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み） | ・研修会、講習会開催数：14回<br>・サポーター登録数：93人<br>・ひきこもり状態にある氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：37件 | ・研修会、講習会開催数：12回<br>・サポーター登録数：149人<br>・ひきこもり状態にある氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：37件 | ・研修会、講習会開催数：46回<br>・サポーター登録数：162人<br>・ひきこもり状態にある氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：103件 | 18,096千円 |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | ハローワーク業務の一体的運営 | 福祉事務所へのハローワークの設置、未設置（西、北須磨、北神）にはナビゲーターが巡回。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ・R4.10月に新たに西区に設置。<br>・引き続き、専属のナビゲーターが、予約制による職業相談・職業紹介や、模擬面接、履歴書の書き方アドバイス等を実施し、早期就労自立を支援した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 利用状況                                                                                                                                      | 支援者数 2313名<br>就職者数 1301名                                              | 支援者数 2,160名<br>就職者数 1,385名                                             | 支援者数 2,146名<br>就職者数 1,482名                                              | 0千円      |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | 就労準備支援事業       | 就労に必要な知識や技能の不足、生活習慣の課題等、直ちに求職活動を行うことが難しい方に対し、基礎能力の形成や就労体験の提供等、個々に合わせた支援を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・直ちに一般就労が困難であり、生活リズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な者を対象に、一般就労の準備としての基礎能力の習得プログラムを実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 利用状況                                                                                                                                      | 新規利用者数 58名<br>就職者数 15名                                                | 新規利用者数 53名<br>就職者数 19名                                                 | 新規利用者数 45名<br>就職者数 15名                                                  | 21,603千円 |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | 就労訓練事業所の認定     | 直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対して、一般就労に就く上で必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所を認定することで、円滑な就職及び世帯の自立の助長を支援。                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・コロナ禍を経て、事業所側が訓練受け入れを見送ることが増えたことにより、R5年度の受け入れ実績はなし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 事業所数                                                                                                                                      | 22か所                                                                  | 21か所                                                                   | 21か所                                                                    | 0千円      |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | 学習支援事業         | 生活困窮者に対する集合型の学習支援。中学1年生～高校3年生を対象に、全ての区（12か所）で学習支援を実施している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 生活保護世帯・生活困窮世帯等の中学生に対して学習の機会を提供した。<br>令和5年度より児童扶養手当・就学援助を受給している世帯の中学生にまで対象者を拡充した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 中3の高校進学率                                                                                                                                  | 97%                                                                   | 100%                                                                   | 98%                                                                     | 54,773千円 |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | ICTを活用した学習支援事業 | 生活困窮者に対するオンライン型の学習支援。中学生及び長期入院の小学生を対象に、個別学習支援を実施している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 生活保護世帯・生活困窮世帯等の中学生、不登校の中学生、長期入院中の小学生に対してオンラインでの学習の機会を提供した。オンラインであるため、不登校などの事情で学習機会が確保できない中学生に個別学習支援を提供した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                         | —                                                                     | —                                                                      | —                                                                       | 26,408円  |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援 | ほっとかへんネット      | 各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 引き続き、各区の社会福祉法人が地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ①参加法人数<br>②開催会議数                                                                                                                          | ①279法人<br>②70回                                                        | ①286法人<br>②118回                                                        | ①292法人<br>②122回                                                         | 0千円      |

| 方向性 | 視点  | 項目                         | 事業             | 事業概要                                                                                                                                                                                                       | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 量的指標                                                  | 量的指標の実績（R3）                                                                     | 量的指標の実績（R4）                                                     | 量的指標の実績（R5）                                                  | 決算額（R5）              |
|-----|-----|----------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------|
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援           | ひとり親家庭への支援     | 就労支援については、各区役所、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談に応じている。また、資格取得による中長期的な自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給、就職に有利な資格取得支援事業などを実施している。                                                                                   | ひとり親家庭に対する支援は、「就業支援策」「子育て・生活支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」と4つの柱を据えて、総合的に施策展開している。<br>『就業支援策』に関しては、各区役所、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談に応じている。また、資格取得による中長期的な自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給、就職に有利な資格取得支援事業などを実施している。<br>令和5年度は、多様なひとり親家庭支援メニューの中から、対象者が自身のタイミングで容易に制度を調べる事ができるように、自動返答による問い合わせ対応ができるAIチャットボットを導入した。 | ①就業相談件数<br>②資格取得支援事業<br>受講者数                          | ①246人<br>②194人                                                                  | ①227人<br>②329人                                                  | ①228人<br>②111人                                               | ①5,478千円<br>②4,434千円 |
| 【2】 | （1） | 貧困の世帯間連鎖の防止、子ども・若者ケアラーへの支援 | 子ども・若者ケアラーへの支援 | 家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている子ども・若者ケアラーについて、関係者及び当事者からの相談を受け付け、支援の調整を担う窓口を設置し、個別の支援に取り組む。<br>また、子ども・若者ケアラーは当事者に自覚が無いケースが多いため、身近で接する関係者の理解促進に取り組むとともに、気持ちの整理等を目的とした当事者同士の交流・情報交換の場を設置・運営する。 | ・「子ども・若者ケアラー相談・支援 窓口」の運営（開設場所：総合福祉センター1階）<br>・交流と情報交換の場「ふうのひろば」の委託運営（委託先：こうべユースネット 1回/月 神戸市青少年会館で開催）<br>・子どもケアラー世帯への訪問支援事業<br>・異配食支援事業の活用<br>・研修：区役所・子ども家庭センター・療育センター職員 関係者 26か所 1,488名<br>・市内、近隣大学との連携 7大学<br>ハローワークとの連携（新卒応援ハローワーク）<br>民間企業との連携                                                      | ①相談件数<br>②交流・情報交換の場の設置数・開催回数・参加者数                     | ・相談件数 159件<br>・交流・情報交換の場設置数 1か所<br>開催回数 5回<br>参加者数 12人（延べ人数）                    | ・相談件数 155件<br>・交流・情報交換の場設置数 1か所<br>開催回数 12回<br>参加者数 39人（延べ人数）   | ・相談件数 82件<br>・交流・情報交換の場設置数 1か所<br>開催回数 12回<br>参加者数 58人（延べ人数） | 15,219千円             |
| 【2】 | （2） | 居場所づくり（生きがいづくり、子育て支援・健全育成） | 居場所づくり         | 社会的な孤立を背景として、生活課題を抱える市民を支援することを目的に、地域とのつながりや役割を感じられる居場所や、就労に向けた体験の場づくりをすすめている。                                                                                                                             | 引き続き、社会的な孤立を背景として、生活課題を抱える市民を支援することを目的に各区で地域とのつながりや役割を感じられる居場所や就労に向けた体験の場づくりを進めた。また、居場所の実際の進め方や効果などの情報共有を行い、区の特徴を活かした居場所を全市で行った。                                                                                                                                                                       | 箇所数                                                   | 14か所                                                                            | 15か所                                                            | 15か所                                                         | 454千円                |
| 【2】 | （2） | 居場所づくり（生きがいづくり、子育て支援・健全育成） | 若年層の自立支援事業     | 働くことに悩みを抱える若者に対して就労に向けた支援を行うことを目的に、（一社）キャリアエールが国より委託を受け、「こうべ若者サポートステーション事業」を青少年会館内で実施している。市は国委託事業に上乗せして心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行う。                                                                            | 働くことに悩みを抱える若者に対して就労に向けた支援を行うことを目的に、（一社）キャリアエールが国より委託を受け、「こうべ若者サポートステーション事業」を青少年会館内で実施しており、市は国委託事業に上乗せして心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行った。<br>就労以外の相談を受けた際にも適切な照会先を案内できるよう、医療機関、神戸市配偶者暴力相談支援センター、くらし支援窓口、あすてっぷKOBEなど様々な関係機関とネットワークを構築し対応している。                                                                    | ①キャリアカウンセリング相談件数（延べ）<br>②心理カウンセリング相談件数（延べ）<br>③進路決定者数 | ①1,465件<br>②204件<br>③113人                                                       | ①1,565件<br>②246件<br>③150人                                       | ①1,113件<br>②100件<br>③120人                                    | 2,435千円              |
| 【2】 | （2） | 居場所づくり（生きがいづくり、子育て支援・健全育成） | 子どもの居場所づくり     | ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して補助金を交付する。                                                                      | ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目指して、地域団体等が行う多様な取り組みに対して、補助金を交付。また、居場所の活動団体や支援企業等が情報収集やマッチングを行うことができるプラットフォーム（こども地域応援ネットワークKOBE）をWEB上に整備した。R5市補助採択団体数：116団体                                                                           | 補助金交付団体数                                              | R3市補助採択団体数：70団体<br>※R3年度より底層の補助制度とテイクアウト型補助を一本化。                                | R4市補助採択団体数：95団体                                                 | R5市補助採択団体数：116団体                                             | 116,371千円            |
| 【2】 | （2） | ダイバーシティの理解                 | 人権啓発事業         | 市民を対象とした映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組む。                                                                                                             | 市民を対象とした映画会（親子映画大会）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組んだ。                                                                                                                                                                                                                                | 人権啓発事業参加人数、「あすへの飛翔」発行部数                               | ハートフルシネマサロン 中止<br>親子映画大会 165人<br>市民のつどい 中止<br>多様性を考える映画会 243人<br>あすへの飛翔 15,000部 | ハートフルシネマサロン 130人<br>親子映画大会 450人<br>市民のつどい 80人<br>あすへの飛翔 14,800部 | 親子映画大会 616人<br>市民のつどい 108人<br>あすへの飛翔 14,200部                 | 2,751千円              |
| 【2】 | （2） | ダイバーシティの理解                 | マイノリティに対する支援   | マイノリティと称される市民への根源的偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施。                                                                                                        | マイノリティと称される市民への根源的偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施した。                                                                                                                                                                                                  | 人権啓発事業に含む                                             | 人権啓発事業に含む                                                                       | 人権啓発事業に含む                                                       | 人権啓発事業に含む                                                    | 人権啓発事業に含む            |

| 方向性 | 視点  | 項目             | 事業                     | 事業概要                                                                                                                                                                                                        | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                | 量的指標                                                                                                                                        | 量的指標の実績（R3）                                                                                                | 量的指標の実績（R4）                                                                                                 | 量的指標の実績（R5）                                                                                                 | 決算額（R5）  |
|-----|-----|----------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 【2】 | （2） | ダイバーシティの理解     | 総合的な日本語学習プラットフォームの構築   | 在住外国人の自立的な社会生活および地域社会への参加を支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて日本語学習環境の提供および地域日本語教室の支援を実施している。                                                                                                                          | 在住外国人の自立的な社会生活および地域社会への参加を支援するため、神戸国際コミュニティセンター（KICC）において日本語学習環境の提供および地域日本語教室の支援を実施した。市内外国人雇用企業との関係づくりを進めるとともに、日本語教室連絡会議の開催などにより、日本語学習についての関係機関の協力体制の発展を図った。<br>引き続き目標達成のために取り組んでいく。                                                     | 市内日本語学習関連拠点の維持・拡充：55か所（令和7年度）<br>（地域日本語サポートセンター・地域日本語教室・日本語学校等）<br>・地域日本語教室における学習者数：859人（令和元年度）→2,000人（令和7年度）<br>企業等への日本語教師の紹介件数：10件（令和7年度） | ・市内日本語学習関連拠点：51か所<br>・地域日本語教室における学習者数：961人<br>・企業等への日本語教師の紹介件数：2件                                          | 市内日本語学習関連拠点：52か所<br>地域日本語教室における学習者数：1,430人<br>企業等への日本語教師の紹介件数：2件                                            | 市内日本語学習関連拠点：54か所<br>地域日本語教室における学習者数：1,228人<br>企業等への日本語教師の紹介件数：3件                                            | 35,074千円 |
| 【2】 | （2） | ダイバーシティの理解     | 在住外国人への情報発信及び言語サービスの充実 | コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおいてワンストップ相談窓口を運営し、多言語による情報提供・相談体制及び通訳サービスを提供。また、外国人の方も安心して医療機関を受診できるように、医療通訳システムへの助成を実施している。                                                                     | コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおいてワンストップ相談窓口を運営し、多言語による情報提供・相談体制及び通訳サービスを提供した。あわせて、引き続き外国人の方も安心して医療機関を受診できるように、医療通訳システムへの助成を実施した。                                                                                            | ・外国人も対象となる広報物の多言語（英・中・越・やさしい日本語）対応率100%<br>・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、合計100拠点設置                                                          | ・対象文書及び多言語対応率を把握するために全庁照会を行った結果、87文書中67文書が多言語対応していた。<br>・対応率：約77%<br>・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、53拠点設置。 | ・外国人も対象となる広報物の多言語（英・中・越・やさしい日本語）対応率：81%<br>・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、53拠点設置。                            | ・外国人も対象となる広報物の多言語（英・中・越・やさしい日本語）対応率：69%<br>・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、53拠点設置。                            | 13,071千円 |
| 【2】 | （2） | ダイバーシティの理解     | 在住外国人との相互理解の推進         | 外国人の地域社会への参加を促進するため、多文化共生の推進拠点「ふたば国際プラザ」で在住外国人と地域住民との交流事業を実施するとともに、外国人留学生等を地域行事等に派遣し、通訳支援・情報発信に従事したく「多文化交流員制度」を実施している。                                                                                      | 外国人の地域社会への参加を促進するため、多文化共生の推進拠点「ふたば国際プラザ」で在住外国人と地域住民との交流事業を実施するとともに、外国人留学生等を地域行事等に派遣し、通訳支援・情報発信に従事したく「多文化交流員制度」を実施した。多文化共生推進拠点は令和3年度に4拠点を拡大し、多文化共生コーディネーターが外国人コミュニティ等に対してヒアリングを行うなど認知度向上の取組を行うとともに、拠点での交流イベント開催を通じて来館者数が増えるよう積極的な事業展開をした。 | ・多文化共生推進拠点の増設（2→3か所）<br>・拠点への年間合計来館者数：60,000人<br>・多文化交流員等の年間派遣件数：100件                                                                       | ・4か所（神戸国際コミュニティセンター・ふたば国際プラザ・御影にほんごプラザ・三宮にほんごプラザ）<br>・拠点への年間合計来館者数：21,832人<br>・7件（多文化交流員派遣）30件（児童館への留学生派遣） | ・4か所（神戸国際コミュニティセンター・ふたば国際プラザ・御影にほんごプラザ・三宮にほんごプラザ）<br>・拠点への年間合計来館者数：32,684人<br>・44件（多文化交流員派遣）34件（児童館への留学生派遣） | ・4か所（神戸国際コミュニティセンター・ふたば国際プラザ・御影にほんごプラザ・三宮にほんごプラザ）<br>・拠点への年間合計来館者数：35,731人<br>・41件（多文化交流員派遣）34件（児童館への留学生派遣） | 40,136千円 |
| 【2】 | （2） | しごととの確保、しごとづくり | しごととサポート               | （1）しごととサポート中部<br>全市的な就労支援の拠点として、労働、福祉、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図りながら就労相談や職場開拓、就職後の職場定着支援などを行う。<br>（2）しごととサポート東部・北部・西部<br>地域の労働、福祉、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図り、障がい者の地域生活に密着した就労支援体制を充実させるため、就労相談や職場開拓、就職後の職場定着支援などを行う。 | 市内4か所のしごととサポート（東部・北部・中部・西部※ICT除く）において、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら障がい者の就労支援に取り組んでいる。                                                                                                                                                         | ・しごととサポートからの就職者数<br>・しごととサポート支援の職場定着率                                                                                                       | 就職件数 225件<br>職場定着率 89.5%                                                                                   | 就職件数 278件<br>職場定着率 89.8%                                                                                    | 就職件数 276件<br>職場定着率 88.8%                                                                                    | 90,486千円 |
| 【2】 | （2） | しごととの確保、しごとづくり | 障がい者の短時間雇用の創出に向けた取組み   | 個々の障がい特性から長時間の就労が困難な障がい者等に対して、東京大学先端科学技術研究センターと連携して、週20時間未満の超短時間雇用を推進している。<br>しごととサポート西部に「短時間雇用創出コーディネーター」を配置し、協力企業の開拓を行うほか、各しごとサポートにおいて障がい者とのマッチングを行っている。                                                  | 障がい者雇用率制度や雇用関係助成金制度においては、週20時間以上の労働者を対象としているため、働く力があるにも関わらず、個々の障がい特性等から長時間の就労が困難な方の社会参加が促進されにくい状況にある。<br>そのため、そういった状況にある障がい者等の社会促進を図るため週20時間に満たない労働（超短時間雇用）の拡充に取り組んでいる。                                                                  | ・マッチング件数                                                                                                                                    | 8社・11名                                                                                                     | 15社・22名                                                                                                     | 15社・22名                                                                                                     | 7,279千円  |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止  | 障害者差別解消法施行にかかわる取組み     | 相談体制づくり、関係機関のネットワークづくり、市職員の対応力アップ、啓発活動。（「神戸市障がい者プラン」P23参照）                                                                                                                                                  | （1）神戸市「障害者差別に関する相談窓口」における相談対応<br>（2）啓発活動（改正障害者差別解消法施行に向けて市民・事業者へ向けた広報紙へ掲載、障がい啓発ボスターの掲出・チラシ・リーフレットの配布、イベント等での啓発グッズ配布、出前トークの実施など）<br>（3）ヘルプマークの周知啓発<br>（4）階層別職員研修の実施<br>（5）神戸市障害者差別解消支援地域協議会 開催                                            | （量的指標はないが参考に）<br>（1）の実績を右に記載）                                                                                                               | 障害者差別に関する相談窓口における相談対応件数 76件                                                                                | 障害者差別に関する相談窓口における相談対応件数 74件                                                                                 | 障害者差別に関する相談窓口における相談対応件数 80件                                                                                 | 2,823千円  |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止  | 成年後見制度についての広報・啓発       | 広報・啓発活動とともに、制度に関する相談受付の機能を神戸市成年後見支援センターが担っている。それに加え、各区役所に制度の仕組みや利用手続きの流れについて相談を受けることのできる「成年後見制度利用手続き相談室」を設置している。                                                                                            | 制度等の相談を成年後見支援センターへの電話・来所等にて受け付けた。<br>また、成年後見制度利用手続き相談室を毎月開催した。（年間の開催日数は144日）                                                                                                                                                             | 成年後見の利用手続き相談室の相談件数                                                                                                                          | 67件                                                                                                        | 123件                                                                                                        | 114件                                                                                                        | 57,173千円 |

| 方向性 | 視点  | 項目            | 事業           | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 量的指標                                                                                                                                                                 | 量的指標の実績（R3）                                                 | 量的指標の実績（R4）                                   | 量的指標の実績（R5）                                               | 決算額（R5）               |
|-----|-----|---------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止 | 市民後見人の養成     | 後見人の新たな担い手として、ボランティアで後見活動を行う「市民後見人」を養成するとともに、登録者の資質向上に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 後見人の新たな担い手として養成した、ボランティアで後見活動を行う「市民後見人」（第9期）を養成するとともに、登録者の資質向上に努めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 市民後見人登録者数                                                                                                                                                            | 96名                                                         | 88名                                           | 84名                                                       | 57,173千円              |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止 | 権利擁護事業       | 判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、こうべ安心サポートセンターを設置して、日常生活自立支援事業を実施している。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 引き続き、判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、日常生活自立支援事業を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 福祉サービス利用援助事業の利用者数                                                                                                                                                    | 570件                                                        | 574件                                          | 612件                                                      | 169,633千円             |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止 | DV被害者支援      | 神戸市配偶者暴力相談支援センターにおいて、面談やカウンセリング等を通してDV被害者のケアや被害の深刻化の防止に取り組んでいる。<br>また、各区に配置されている女性相談支援員（旧婦人相談員）が、DV被害者に対する福祉的支援（緊急一時保護・母子生活支援施設への入所等）を行っている。<br>さらに、民間支援団体への補助や事業委託を通して、支援の充実に図っている。                                                                                                                                                 | ○配偶者暴力相談支援センター 毎日9～17時（年末年始を除く） 相談(電話・面接)、カウンセリング、情報提供、関係機関との連絡調整等、証明書発行等を行う。<br>○各区のDV相談 各区に婦人相談員を配置し、DV被害者に対する福祉的支援（緊急一時保護・母子生活支援施設への入所等）を行う。<br>○民間支援団体への補助や事業委託<br>・DV被害者支援活動補助金 DV被害者とその同伴する子に対して支援を行う民間団体の活動に補助金を交付する。（民間シェルター運営事業・同行支援事業）<br>・DV被害経験者サポートカフェ DV被害経験者の心のケアに役立つセミナーを開催する。<br>・DV被害者等生活支援事業 DVから避難して地域で生活する者に対して家庭訪問による面談を行い、地域生活の定着に必要な支援を実施する。                                                                                                                                                                                                         | モニタリング指標<br>①神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数<br>②区役所における婦人相談等に占めるDV関連相談件数<br>③DV関連セミナー・講座の講座数及び受講者数<br>④DV予防啓発事業(デートDV出前講座)の市立中学校・高校・高専の実施校数<br>⑤DV被害者支援関係職員向け研修講座数及び年間受講者数 | ①3,075件<br>②545 件<br>③16回・158人<br>④中学校14校・高校1校<br>⑤10回・290人 | ①3,090件<br>②508件<br>③24回・201人<br>④中学校18校・高校1校 | ①3,340件<br>②551件<br>③24回・137人<br>④中学校14校・高校1校<br>⑤4回・114名 | 33,021千円              |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止 | 児童虐待防止対策     | 各区・支所に設置している「こども家庭支援室」と神戸市こども家庭センター（児童相談所）が、それぞれ役割分担のうえ、児童家庭支援センターや保育所・学校その他の関係機関とも連携しながら、児童虐待の防止に取り組んでいる。<br>地域における身近な育児相談窓口である「こども家庭支援室」では、地域での見守りを通して家庭支援を行うことで、児童虐待の早期発見や未然防止及び再発防止につなげている。<br>また、こども家庭センターでは、専門の児童福祉司や児童心理司等が子どもや家庭に関する専門的な相談に応じるとともに、虐待リスクの高い事業については、法律に基づいて子どもの一時保護等を行っており、近年の児童虐待相談件数の増加に対応するために職員体制も強化している。 | ○こども家庭センター<br>・電話相談、弁護士による児童虐待防止サポート、保護者向けカウンセリング、警察との連携、虐待防止のためのSNSを活用した相談受付体制の構築 など<br>○こども家庭支援室<br>・通告・相談受理対応、要保護児童対策地域協議会、地域ぐるみの子育て支援体制の整備 など<br>○児童家庭支援センター<br>・地域で虐待・障害・不登校等、多様な子育て相談に対応するとともに講座や講演会を開催し、地域や家庭の子育て支援を行う<br>・被虐待児への訪問・面談等見守りを実施<br>・こども家庭センター等の関係機関と連携 など<br>・4か所目の増設<br>○広報啓発活動<br>・オレンジリボンキャンペーンの実施<br>・子育てサポーターの育成 など                                                                                                                                                                                                                                | —                                                                                                                                                                    | —                                                           | —                                             | —                                                         | 120,872千円             |
| 【2】 | （2） | 権利擁護、障がい者虐待防止 | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所＋1支所）に設置。<br>児童に関わりのある地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携することで、虐待が深刻化する前の速やかな対応や再発防止を図っている。                                                                                                                                                                                                        | 児童福祉法の令和6年4月の改正に向けて、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとが、一体的な運営を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置に努めることとされた。神戸市では、従来からこども家庭支援担当と保健担当とが、保健福祉課内で、一体的に相談支援を行う機関として支援を行っていたことから、こども家庭支援室がこども家庭センター機能を担うこととして整理した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 各種会議開催数<br>代表者会議 6回<br>実務者会議 157回<br>個別ケース検討会議 264回                                                                                                                  | 代表者会議 8回<br>実務者会議 160回<br>個別ケース検討会議 275回                    | 代表者会議 9回<br>実務者会議 155回<br>個別ケース検討会議 588回      | 1,625千円                                                   |                       |
| 【2】 | （2） | 認知症対策の推進      | 認知症神戸モデル     | 認知機能検診と認知機能精密検査による2段階方式の「認知症診断助成制度」と、認知症の方が事故を起こした場合の見舞金・賠償責任による2層建ての「認知症事故救済制度」を組み合わせて実施。                                                                                                                                                                                                                                           | ・認知症の早期診断・早期対応を推進するために、①認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（第1段階）と②認知症かどうかと病名を診断する認知機能精密検査（第2段階）による2段階方式での診断助成制度を実施している。※いずれも自己負担のない仕組み。令和5年度には75歳以上の市民の方全員に認知機能検診の受診券を一斉発送し、制度周知・受診促進を図った。制度開始からの受診者数：認知機能検診77,262人 認知機能精密検査16,286人（令和6年3月末時点）<br>・①認知症の方が起こした事故に運われた方に支給する見舞金（全市民対象）、②認知症の方が事故を起こし賠償責任を負った場合に備えて市が加入している賠償責任保険（事前申込が必要）、③認知症の方の行方が分からなくなった際にGPSで居場所を探すことができ、家族の依頼でガードマンがかけつけるGPS安心かけつけサービス（一部有料）、④事故の際に24時間365日対応するコールセンターの、4つの安心を受けてもらえる事故救済制度を実施している。支給件数：46件（給付金支給：15件 賠償責任保険支給：31件）、傷害死亡・後遺障害保険(交通事故対象)で2件。賠償責任保険加入者数（累計）：11,323人 GPS安心かけつけサービス契約者数（累計）：373人（令和6年3月末時点） | —                                                                                                                                                                    | —                                                           | —                                             | —                                                         | 認知症神戸モデル<br>259,957千円 |



| 方向性 | 視点  | 項目        | 事業                                 | 事業概要                                                                                                                                                                               | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 量的指標                                                                                                                                                           | 量的指標の実績（R3）                                                                                                                       | 量的指標の実績（R4）                                                                                                                       | 量的指標の実績（R5）                                                                                                                         | 決算額（R5）                                                                           |
|-----|-----|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 【2】 | （2） | 認知症対策の推進  | 初期集中支援事業                           | 認知症の疑いがあるものの医療・介護サービスを利用していない方や、受診拒否、認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方への対応のため、自宅を医師等の専門職のチームが訪問し介護や医療につなげ、早期受診・早期対応の支援を実施。                                                                 | ・認知症神戸モデルを活用し、必要に応じて受診への促しや受診同行等の支援を行ったり、チームから認知症疾患医療センターに直接つなぐ仕組みも効果的に活用できた。<br>・R5年度 相談対応件数：189件 自宅訪問件数：1,093件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・医療・介護に繋がった者の割合<br>65%以上                                                                                                                                       | ・医療・介護に繋がった者の割合<br>74.51%                                                                                                         | ・医療・介護に繋がった者の割合<br>74.51%                                                                                                         | ・医療・介護に繋がった者の割合<br>71.57%                                                                                                           | 初期集中支援事業<br>86,034千円                                                              |
| 【2】 | （2） | 認知症対策の推進  | 認知症疾患医療センター                        | 市内7カ所に設置。認知症の鑑別診断に加え、身体合併症や周辺症状に対する急性期治療、専門医療相談などを実施。                                                                                                                              | ・認知症の鑑別診断に加え、身体合併症や周辺症状に対する急性期治療、専門医療相談などを実施している。<br>・認知症の方とご家族の診断後の生活等に対する不安軽減を図り、円滑な日常生活が過ごせるよう、診断後の専門医療相談・日常生活支援相談を実施している。<br>・認知症の人の状態に応じた対応についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを行う認知症サロンを実施している。<br>・R5年度 専門医療相談件数：9,420件 診断後相談件数：9,865件                                                                                                                                                                                        | —                                                                                                                                                              | —                                                                                                                                 | —                                                                                                                                 | —                                                                                                                                   | 認知症疾患医療センター<br>委託料<br>62,493千円                                                    |
| 【2】 | （2） | 認知症対策の推進  | 上記以外の治療及び介護の提供                     | ・KOBEmamoriヘルパー<br>認知症または、軽度認知障害（MCI）と診断された方が、落ち着いた在宅生活を送るための見守りや外出の付き添い等を行うヘルパーサービスを提供する<br>・医療・介護従事者研修<br>医療、介護関係者の認知症への対応力を向上し、地域における連携体制を整える。                                  | ・認知症の方、軽度認知障害（MCI）の方を対象に、在宅生活への支援として自宅訪問し見守りや話し相手、外出支援などを行うKOBEmamoriヘルパー事業を実施している。 令和5年度：申込者15名<br>・認知症介護に関する職場において、認知症高齢者のおかれている立場に配慮した質の高い介護と援助が行われ、認知症高齢者が尊厳を持って生活をおくることができるよう、専門職員及び認知症サポート医（推進医研）等の養成を行い、また、かかりつけ医や病院勤務の医療従事者の認知症対応力の向上を図っている。                                                                                                                                                                               | ○医療・介護従事者研修<br>各研修の養成数<br>・認知症サポート医：256人<br>(2025年未まで)<br>・認知症介護指導者養成研修：5人<br>・認知症介護実践リーダー研修：840人<br>・認知症介護実践者研修：5,570人<br>・認知症介護基礎研修：330人<br>(2023年度未まで、以降未定) | ・認知症サポート医養成者数 累計205人<br>・認知症介護指導者養成研修修了者数 累計44人<br>・認知症介護実践リーダー研修修了者数 累計719人<br>・認知症介護実践者研修修了者数 累計4,588人<br>・認知症介護基礎研修修了者数 累計344人 | ・認知症サポート医養成者数 累計205人<br>・認知症介護指導者養成研修修了者数 累計44人<br>・認知症介護実践リーダー研修修了者数 累計719人<br>・認知症介護実践者研修修了者数 累計4,588人<br>・認知症介護基礎研修修了者数 累計344人 | ・認知症サポート医養成者数 累計234人<br>・認知症介護指導者養成研修修了者数 累計45人<br>・認知症介護実践リーダー研修修了者数 累計746人<br>・認知症介護実践者研修修了者数 累計4,756人<br>・認知症介護基礎研修修了者数 累計2,123人 | ・KOBEmamoriヘルパー<br>906千円<br>・医療・介護従事者研修、認知症サポーター養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む）※合計額 15,807千円 |
| 【2】 | （2） | 認知症対策の推進  | 地域の力を豊かにしていく（認知症サポーター養成、活躍の場の提供など） | ・MCI（軽度認知障害）の方を対象としたフレイル改善通所サービスの提供<br>・市民啓発（世界アルツハイマー関連、出前トーク、啓発イベント等）<br>・認知症サポーター養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む）<br>・声かけ訓練<br>・認知症カフェ<br>・若年性認知症の人への支援充実、社会参加促進<br>・ICTを活用した認知症の人の見守りの推進 等 | ・地域において認知症に対する正しい理解の浸透を図るため、地域住民や学校、企業などに対して認知症サポーター養成講座を実施している。<br>・認知症の方の地域での見守り体制を構築するため、あんしんすこやかセンターでの声かけ訓練を実施している。<br>・認知症の方とご家族、地域住民、専門職等が自由に参加し、気軽に交流や相談ができる地域に開かれた集いの場を認知症カフェとして登録・紹介している。令和6年7月末時点：40箇所<br>・若年性認知症支援研修と若年性認知症デイスサービス・デイクア研修を実施している。令和5年度支援研修参加者：97名、令和5年度デイスサービス・デイクア研修参加者：41名<br>・行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報共有、行方不明時には協力者メールで行方不明発生情報を配信することで早期発見と保護を目指す。 令和6年3月末時点：登録者2,533名、協力者768名 | ・認知症サポーター養成数<br>サポーター数 14万人<br>(うち企業・職域型 4万人)<br>(2023年度未まで、以降未定)<br>・金あんしんすこやかセンターでの声かけ訓練の実施                                                                  | ・認知症サポーター養成数累計<br>サポーター数 127,871人(うち企業・職域型 30,022人)<br>・声かけ訓練 29センターで実施                                                           | ・認知症サポーター養成数累計<br>サポーター数 127,871人(うち企業・職域型 30,022人)<br>・声かけ訓練 29センターで実施                                                           | ・認知症サポーター養成数累計<br>サポーター数 138,976人(うち企業・職域型 30,217人)<br>・声かけ訓練 20センターで実施                                                             | ・KOBEmamoriヘルパー<br>906千円<br>・医療・介護従事者研修、認知症サポーター養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む）※合計額 15,807千円 |
| 【2】 | （2） | 暮らしやすい住環境 | バリアフリー住宅改修補助事業                     | 高齢者（65歳以上）が住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部に対して補助を行う                                                                                                                                      | 高齢者等が現在のすまいに安全で安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化を進めている。要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯の住宅のバリアフリー改修工事への補助を実施。R5年度実績：170件<br>※令和5年度で事業終了                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 工事件数                                                                                                                                                           | 166件                                                                                                                              | 151件                                                                                                                              | 170件                                                                                                                                | 11,547千円                                                                          |
| 【2】 | （2） | 暮らしやすい住環境 | 親子世帯の近居同居住み替え助成                    | 高齢期や子育て期を安心して過ごせるよう、子育て世帯や若年夫婦世帯とその親世帯が近居・同居する際の住み替えにかかる費用を助成する。市内移転一律10万円、市外移転一律20万円を助成する。市内移転一律10万円、市外移転一律20万円を助成する。                                                             | 離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の住みかえ費用を助成する。市内移転一律10万円、市外移転一律20万円を助成する。実績：R5年度345件<br>※R5年度で事業終了                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 住み替え助成件数：143件（H29～R3直近5年の平均）<br>※R3年度は、引越し費用のみ対象とし、市外及び市街地西部地域への転入は一律20万、市内移転は一律10万としている。また、他の住み替え補助制度との併用可。                                                   | 実績317件                                                                                                                            | 実績343件                                                                                                                            | 実績345件                                                                                                                              | 50,700千円                                                                          |

| 方向性 | 視点  | 項目                       | 事業                 | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                               | 量的指標                                      | 量的指標の実績（R3）                                                                                                   | 量的指標の実績（R4）                                                        | 量的指標の実績（R5）                                                         | 決算額（R5）               |
|-----|-----|--------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 【2】 | （2） | 暮らしやすい住環境                | サービス付き高齢者向け住宅      | 良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針に沿った登録を行い住宅の供給促進に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和5年度の新規登録戸数は77戸であり、引き続き良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針に沿った登録を行い住宅の供給促進に努めていく。                                                                                                                                                                                                   | サービス付き高齢者向け住宅の登録件数                        | 154戸                                                                                                          | 325戸                                                               | 77戸                                                                 | —                     |
| 【2】 | （2） | 暮らしやすい住環境                | 新たな住宅セーフティネット制度の推進 | 制度に基づき「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」及び「登録住宅の入居への経済的支援」の実施及びその広報などを進めている。                                                                                                                                                                                                                                            | 制度に基づき「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」を実施し、令和5年度は87件の登録があった。                                                                                                                                                                                                                 | セーフティネット住宅の登録件数                           | 2056件                                                                                                         | 178件                                                               | 87件                                                                 | 200千円<br>（家賃債務保証料等補助） |
| 【3】 | （1） | ほっとかへんネット（各区社会福祉法人連絡協議会） |                    | 各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う                                                                                                                                                                                                                                                                   | また、「家賃債務保証料等補助」により、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居の際の、家賃債務保証料等の低減化に係る費用を補助し、円滑な入居のための支援を実施している。（令和5年度補助実績：8件）                                                                                                                                                                          | ①参加法人数<br>②開催会議数                          | ①279法人<br>②70回                                                                                                | ①286法人<br>②118回                                                    | ①292法人<br>②122回                                                     | 0千円                   |
| 【3】 | （1） | 地域福祉ネットワーク事業ワーカー         | 地域福祉ネットワーク事業       | 制度の狭間や社会的孤立など複雑多様化する福祉課題について、地域で解決できる地域ネットワークづくりを行う「地域福祉ネットワークワーカー」を配置し、地域での役割や居場所づくりを進め、生活困窮者等の多様な支援の出口の創設や地域づくりを行う                                                                                                                                                                                             | 制度の狭間や既存の制度等では解決が困難な福祉課題について、分野を超えた様々な関係機関とのネットワークにより早期にニーズをキャッチし、連携して解決に向けて取り組んだ。また、地域福祉ネットワーク事業の実績管理システムを一新し、業務実績の見える化を通じて、支援体制の強化の体制づくりに取り組んだ。                                                                                                                       | 新規相談件数                                    | 723件                                                                                                          | 763件                                                               | 837件                                                                | 159,747千円             |
| 【3】 | （1） | 自立支援協議会                  | 自立支援協議会            | 自立支援協議会は、障害者自立支援法施行規則第65条の10で、「連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として位置づけられている。都道府県、市町村ごとで整備され、神戸市では「市協議会」と「各区協議会」との2層構造になっているのが大きな特徴で、それぞれ役割が違う。「市協議会」は「区協議会」から上がってくる課題を検討する役割を担っている。また、医師や弁護士などの専門職を「区協議会」に派遣し、助言、コンサルテーションなどを行う後方支援もしている。区によって抱えている課題が様々なため、「区協議会」は地域の特性をふまえて各区の趣向をこらした運営をしている。 | 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場として神戸市自立支援協議会を、各区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて協議を行うための場として、各区に区自立支援協議会を設置している。令和5年度は、8月・3月に第32・33回神戸市自立支援協議会運営協議会を開催した。区自立支援協議会では、全体会、作業部会、個別支援会議、ネットワーク構築や活性化のためのイベント（講演会）等を実施している。 | 地域の相談機関との連携強化の取組み（自立支援協議会の運営部会、作業部会の実施回数） | 地域の相談機関との連携強化の取組み 451件                                                                                        | 地域の相談機関との連携強化の取組み 461件                                             | 地域の相談機関との連携強化の取組み 495件                                              | 35,103千円              |
| 【3】 | （1） | 要保護児童対策地域協議会             | 要保護児童対策地域協議会       | 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所＋1支所）に設置。児童に関わりのある地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携することで、虐待が深刻化する前の速やかな対応や再発防止を図っている。                                                                                                                                                                                        | 児童福祉法の令和6年4月の改正に向けて、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとが、一体的な運営を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であることも家庭センターの設置に努めることとされた。神戸市では、従来から子ども家庭支援担当と保健担当とが、保健福祉課内で、一体的に相談支援を行う機関として支援を行っていたことから、子ども家庭支援室が子ども家庭センター機能を担うこととして整理した。                                               | 各種会議開催数                                   | 代表者会議 6回<br>実務者会議 157回<br>個別ケース検討会議 264回                                                                      | 代表者会議 8回<br>実務者会議 160回<br>個別ケース検討会議 275回                           | 代表者会議 9回<br>実務者会議 155回<br>個別ケース検討会議 588回                            | 1,625千円               |
| 【3】 | （1） | 地域包括ケアシステム（地域ケア会議）       | 地域包括ケアシステム（地域ケア会議） | 地域住民、福祉医療関係者（ケアマネ等）など地域に関係するすべての方が参加対象                                                                                                                                                                                                                                                                           | 高齢者の課題を含めた地域課題の把握や、課題解決のための地域づくり・資源開発について、あんしんすこやかセンターレベル、区レベル、市レベルで検討を行った。<br>地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：9区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：198回                                                                                                                      | 地域ケア会議開催数（あんしんすこやかセンター主催、区主催、市主催）         | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：7区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回<br>（※新型コロナウイルス感染症の影響により、区・センター主催の開催回数が減少） | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：7区 7回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：203回 | 地域ケア会議（市主催）：1回<br>地域ケア会議（区主催）：9区 10回<br>地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：198回 | 2,925千円               |
| 【3】 | （1） | 地域包括ケアシステム（地域ケア会議）       | 地域包括ケアシステムづくり      | 医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」を設置。また、専門的かつ集中的に取り組むべき課題について対応するため「介護予防」「医療・介護連携」「在宅医療者の服薬管理」「看取り支援」「口腔機能管理」の5つの専門部会を設置しているが、一定程度の議論は終了したとして、令和4年度末をもって専門部会を廃止。今後は必要な議論があれば専門部会ではなく、ワーキングを立ち上げて開催する。令和6年7月末時点で、介護予防ワーキングのみ立ち上げをしている。                                                    | 〈地域包括ケア推進部会〉<br>令和5年度：1回（ハイブリッド開催）<br>〈健康寿命延伸のための「介護予防」ワーキンググループ〉<br>令和5年度：1回（WEB併用による対面開催）<br>〈口腔機能管理〉<br>「訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票」の利用状況アンケート調査の実施・1回（525施設、回答98人）                                                                                                      | 各種会議開催数                                   | 会議開催件数：3回                                                                                                     | 会議開催件数：4回<br>取組み状況（R4）と同様                                          | 会議開催件数：2回<br>取組み状況（R5）と同様<br>※アンケート調査1回実施                           | 442千円                 |

| 方向性 | 視点  | 項目                          | 事業            | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                            | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 量的指標                                                    | 量的指標の実績（R3）                                                           | 量的指標の実績（R4）                                                           | 量的指標の実績（R5）                                                     | 決算額（R5）   |
|-----|-----|-----------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| 【3】 | （1） | 民間事業者との連携（通報）               | 民間事業者との連携（通報） | 民間事業者が通常業務における高齢者との関わりの中で、普段と様子が異なるなど異変を感じた際に、当該地域所管のあんしんすこやかセンターに通報する。（協力事業者は、市と協定を締結。）                                                                                                                                                                                        | ・令和5年度新規締結：計1事業者<br>公益社団法人 兵庫県東播磨復興会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 通報件数                                                    | 116件                                                                  | 136件                                                                  | 191件                                                            | 405千円     |
| 【3】 | （1） | 民間事業者とのさらなる連携               | 医療介護サポートセンター  | 在宅医療と介護を結びつける連携拠点として、「医療介護サポートセンター」を設置。医療介護関係者からの在宅医療等に関する相談を受け付けるとともに、多職種向けの研修会や事例検討会、市民向け講座を開催。                                                                                                                                                                               | 令和5年度実績<br>・相談件数：1,042件<br>・多職種連携会議：218回、7,094人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 相談件数等                                                   | 相談件数：1,119件<br>多職種連携会議：160回、4,152人                                    | 相談件数：1,114件<br>多職種連携会議：180回、5,331人<br>取組み状況（R4）と同様                    | 相談件数：1,042件<br>多職種連携会議：218回、7,094人<br>取組み状況（R5）と同様              | 142,455千円 |
| 【3】 | （1） | 要援護者支援                      | 福祉避難所の整備      | 災害時の避難生活において何らかの特別な配慮を要する要援護者の避難先として、社会福祉施設等を二次的な避難所である福祉避難所として指定していく。（各施設選型等と協定を締結）                                                                                                                                                                                            | ・福祉避難所数は405施設<br>・令和2年度より実施している福祉避難所開設運営訓練について、令和5年度までに74施設で実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 福祉避難所指定数、訓練実施施設数                                        | ・福祉避難所数 398施設<br>・福祉避難所開設運営訓練実施済み施設数 38施設                             | ・福祉避難所数 398施設<br>・福祉避難所開設運営訓練実施済み施設数 38施設                             | ・福祉避難所数 405施設<br>・福祉避難所開設運営訓練実施済み施設数 74施設                       | 6,350千円   |
| 【3】 | （1） | 要援護者支援                      | 要援護者支援センター    | 災害時には即時に開設する「基幹福祉避難所」の機能を持つ機関として、関係機関と連携しながら、平時から災害に備えた要援護者の支援体制の推進を図る。                                                                                                                                                                                                         | ・令和5年度においても、21施設全てで基幹福祉避難所開設運営訓練を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | —                                                       | —                                                                     | —                                                                     | —                                                               | 48,300千円  |
| 【3】 | （1） | 地域コミュニティとの連携                | 地域コミュニティ施策    | 地域の実情に応じて、本庁と区役所などが企業、大学、NPOなど様々な力を活用し、地域コミュニティ施策を推進。現在の基本指針の目標等を継続して取り組みながら、社会情勢の変化に対応するため、新たな方針の策定に向けて議論を進めている。                                                                                                                                                               | 地域コミュニティ施策の基本指針に基づき、多様な地域特性に応じて、地域活動への支援など地域コミュニティ施策の推進に努めている。<br>①神戸市内の地域課題に取り組むNPO等の団体活動に対する補助制度「地域課題に取り組むNPO等補助金」において、145団体を採択して助成を行った。<br>②「地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援」として団体が自立して活動を継続できることを目指し、運営経費の強化を図るため、相談窓口の設置とセミナー等の実施をそれぞれ認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸と公益財団法人D'youごっこコミュニティ財団に委託した。<br>③地域団体・NPO等とボランティアをつなぐボランティアマッチングサイト「ばらくる」の令和6年度開設に向けてシステムを開発した。<br>④自治会等の地域団体が所有する集会所等について、10団体の申請に基づき、バリアフリー化や補修等の工事費について補助を行った。<br>⑤令和4年度に開催した「地域福祉センターに関する検討委員会」の意見を踏まえ、地域福祉センターの指定管理者である各地域のふれあいのまちづくり協議会と他の活動主体とのマッチングによる共催事業（若年世代をターゲットにした事業の推進など）を展開し、多世代交流の場の創出やセンターの活用促進に取り組んだ。（69箇所、107事業） | —                                                       | —                                                                     | —                                                                     | —                                                               | 99,893千円  |
| 【3】 | （1） | 地域コミュニティとの連携                | 地域の基礎データ      | 地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供していく。                                                                                                                                                                                                                                      | 庁内GIS上にある、概ね小学校区ごとの地域集会所施設、地域団体の活動範囲、地域活動の実施場所等の情報を更新した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —                                                       | —                                                                     | —                                                                     | —                                                               | 279千円     |
| 【3】 | （1） | 地域コミュニティとの連携                | 協働と参画の推進助成    | 市民主体の地域づくりに資する地域への助成のあり方を検討し、地域支援のしくみづくりに活かすため、市民自らが企画・実施する初動期の地域活動に対して助成を行う。また、神戸市又は市外で大規模災害が発生した場合に行う阪神・淡路大震災における市民活動の教訓を活かし実施する復旧復興活動に対する助成を行い、神戸市内における市民活動の支援を行う。                                                                                                           | ・NPO等への活動支援として下記補助金・助成金を実施した。採択団体は、神戸市と協働しながら活動を行った。<br>①能登半島地震緊急支援助成<br>②被災地等支援助成<br>③認定NPO等支援助成<br>・被災地等支援助成のうち、全国各地の被災地での支援活動では、復興・復旧に関するノウハウを被災地に移転するという観点で団体を採択し、採択団体は被災地を支援するだけでなく、上記観点での活動を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 補助金実績<br><br>※助成金の金額・件数の増を目指すものではないため、補助金実績は量的指標にはならない。 | 採択団体数<br>・テーマ別助成：5団体<br>・一般助成：3団体<br>・被災地等支援助成：4団体<br>・認定NPO等支援助成：1団体 | 採択団体数<br>・テーマ別助成：5団体<br>・一般助成：3団体<br>・被災地等支援助成：4団体<br>・認定NPO等支援助成：1団体 | 採択団体数<br>・能登半島地震緊急支援助成：6団体<br>・被災地等支援助成：5団体<br>・認定NPO等支援助成：12団体 | 6,319千円   |
| 【3】 | （1） | スクールソーシャルワーカーの活用による教育と福祉の連携 | スクールソーシャルワーカー | 神戸市では平成26年度より、年々増加する児童生徒の指導上の課題について、関係機関と連携しながら、課題を抱える児童生徒や家庭に、より効果的な支援を行っていくことを目的として配置している。<br>社会福祉などの専門的な知識や技術を有する特性を活かし、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っている。<br>児童生徒を取り巻く環境が年々厳しくなっており、スクールソーシャルワーカーの増員とともに支援レベル向上によるきめ細やかな対応が求められている。 | 令和5年度は事務局に1名のスーパーバイザーと2名のアウトリーチ室SSW、中央区、北区、東田区、須磨区、垂水区、西区には各区2校の拠点校、その他の区には1校の拠点校に配置し、計18名体制で連携支援にあたった。各区内の小学校を拠点とし、担当エリアの幼・小・中・義務教育・高等・特別支援学校からきめ細かな情報収集を行い、ケースの早期対応に努めている。また、各区のこども家庭支援室や生活支援課、さらにはこども家庭センター、こども・若者ケアラー相談支援窓口、ひきこもり支援室と連絡を取り合い、関係者との連絡会を定期的に開催するなど、連携強化に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | スクールソーシャルワーカーの配置数                                       | SSW 17名<br>SSWSV 1名                                                   | SSW 17名<br>SSWSV 1名                                                   | SSW 17名<br>SSWSV 1名                                             | 81,043千円  |

| 方向性 | 視点  | 項目             | 事業                | 事業概要                                                                                                                                                                                                             | 取組み状況（R5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 量的指標                                                                                                                                | 量的指標の実績（R3）                                                                                                                                                                             | 量的指標の実績（R4）                                                                                                            | 量的指標の実績（R5）                                                                                                   | 決算額（R5）                                   |
|-----|-----|----------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 【3】 | （1） | 人権啓発、UDの普及・啓発  | 心のバリアフリー・UDの普及・啓発 | UD出前事業、関連情報の発信、心のバリアフリー研修（施設職員向け）                                                                                                                                                                                | ・こうべ市民福祉振興協会においてUDの普及、啓発を目的として下記事業を実施。<br>①UD出前授業（市内小学校、地域団体対象）<br>令和4年度同様に新型コロナウイルス対策について市教育委員会と協働し、安全かつ充実した講座の提供を図った。<br>②UD広場運営<br>約20名の市民ボランティアがサポーター登録をしており、UD出前授業講師やUD事例の調査・研究、報告などを行っている。令和4年度に続き、新型コロナウイルスの影響を受け、小学校の出前授業講師が主な活動となった。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・心のバリアフリー研修の実施回数<br>・各UD事業の参加実績                                                                                                     | ・心のバリアフリー研修実施回数：1回（実施日：R4.1.21）<br>①UD出前授業実施校数（R3 51校3,720人）<br>②UD広場開催数（R3 9回）<br>③夏休み親子UD体験学習<br>村で学校を対象に実施している体験学習を親子で学ぶ内容。2日間開催。（参加数：10組20人）<br>④UDフェア（「ユニバーサルフェスタ」として開催）来場数約1,800人 | ・心のバリアフリー研修実施回数：1回（実施日：R4.11.1）<br>①UD出前授業実施校数（R4 20校1,370人）<br>②UD広場開催数（R4 12回）<br>③UDフェア（「ユニバーサルフェスタ」として開催）来場数約1800人 | ・心のバリアフリー研修実施回数：1回（実施日：R5.12.18）<br>①UD出前授業実施校数（R5 25校2,356人）<br>②UD広場開催数（R5 12回）                             | ・心のバリアフリー研修：0千円<br>①②③UD出前授業・UD広場 5,410千円 |
| 【3】 | （1） | ダイバーシティの理解     | 人権啓発事業            | 市民を対象とした映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組む。                                                                                                                   | 市民を対象とした映画会（親子映画大会）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組んだ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人権啓発事業参加者、「あすへの飛翔」発行部数                                                                                                              | ハートフルシネマサロン 中止<br>親子映画大会 165人<br>市民のつどい 中止<br>多様性を考える映画会 243人<br>あすへの飛翔 15,000部                                                                                                         | ハートフルシネマサロン 130人<br>親子映画大会 450人<br>市民のつどい 80人<br>あすへの飛翔 14,800部                                                        | 親子映画大会 616人<br>市民のつどい 108人<br>あすへの飛翔 14,200部                                                                  | 2,751千円                                   |
| 【3】 | （1） | ダイバーシティの理解     | マイノリティに対する支援      | マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施。                                                                                                              | マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 人権啓発事業に含む                                                                                                                           | 人権啓発事業に含む                                                                                                                                                                               | 人権啓発事業に含む                                                                                                              | 人権啓発事業に含む                                                                                                     | 人権啓発事業に含む                                 |
| 【3】 | （1） | 地域との関わり        | トライやる・ウィーク        | 兵庫県が、1995年の阪神・淡路大震災、1997年の神戸連続児童殺傷事件を機に中学生に心の教育の充実や働く場を見せて学習させようとする趣旨から、県内の中学2年生を対象として1998年度から実施している職場体験。<br>中学校2年生全員が、地域の中で職場体験活動、ボランティア・福祉体験活動、文化芸術体験活動、農林水産体験活動など、学校・家庭・地域社会が連携して様々な体験活動を5日間行う。受入れ事業所の確保等が課題。 | 5日間学校を離れ、保護者や学校の教員とは違った視点から接してもらうことにより、生徒が自己を見つめなおし、自分の個性や適性について考えを深めていくことにつながっている。<br>職場体験活動に参加している生徒が90%近くに上り、コロナ禍以前の水準に回復した。事後のアンケートでも多くの生徒が「働くことの大変さ、厳しさ、楽しさを感じた」と感想を述べており、勤労観や職業観の育成というキャリア教育の側面からも貴重な体験活動となっている。実際に仕事を体験し、働くことの厳しさや喜びなど身をもって感じとり、働くことの意義や目的を理解し、勤労観や職業観を培うことにつながっている。<br>また、自身の適性についても知る機会となっている。<br>受入先の80%以上で、活動に参加した生徒が「意欲的だった」と回答していただいている。子供たちの意欲的な活動につながりご指導をいただき、多くの成果を得ることができている。受入先の65%が「協力したい」「積極的に協力したい」と回答していただいており、「依頼があれば協力したい」も含めると96%に上り、大切な活動として認識していただいている様子が窺え、学校と地域との関係を結び付ける活動になっている。 | 対象生徒は、神戸市立中学校、特別支援学校中学校2年生全員。<br>実施時期は1週間（5日間）で原則6月又は11月が中心。ただし、特別支援学校はのぞく。<br>体験活動の内容は、農林水産活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他 | 【対象生徒】神戸市立中学校、特別支援学校中学校2年生<br>【実施時期】<br>時期は6月～1月<br>5日間の活動<br>【参加生徒数】10,963人<br>【活動場所数（延べ）】1,352か所                                                                                      | 【対象生徒】神戸市立中学校、特別支援学校中学校2年生<br>【実施時期】<br>時期は6月～1月<br>5日間の活動<br>【参加生徒数】10,963人<br>【活動場所数（延べ）】1,352か所                     | 【対象生徒】神戸市立中学校、義務教育学校（後期）、特別支援学校中学校2年生<br>【実施時期】<br>時期は6月～1月<br>5日間の活動<br>【参加生徒数】10,994人<br>【活動場所数（延べ）】4,942か所 | 45,939千円<br>※うち県支出は35,200千円               |
| 【3】 | （2） | 地域で子どもを育む意識の向上 | こどもの居場所づくり        | ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して補助金を交付する。                                                                            | ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して、補助金を交付。また、居場所の活動団体や支援企業等が情報収集やマッチングを行うことができるプラットフォーム（こども地域応援ネットワークKOBE）をWEB上に整備した。R5市補助採択団体数：116団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 補助金交付団体数                                                                                                                            | R3市補助採択団体数：70団体<br>※R3年度より既存の補助制度とテイクアウト型補助を一本化。                                                                                                                                        | R4市補助採択団体数：95団体                                                                                                        | R5市補助採択団体数：116団体                                                                                              | 116,371千円                                 |